

1 2 月 1 6 日 (火)

(第 1 日 目)

平成26年第5回南関町議会定例会（第1号）

平成26年12月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

9番 山口 純子 君

10番 本田 眞二 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託について

日程第5 議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第4号））

日程第6 議案第71号 南関町総合振興計画策定条例の制定について

日程第7 議案第72号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第73号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第74号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第75号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第11 議案第76号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第77号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第78号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第79号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第80号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第81号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第82号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第18 議案第83号 業務委託変更契約の締結について

日程第19 議案第84号 業務委託変更契約の締結について

日程第20 議案第85号 町道の路線廃止について

日程第21 議案第86号 町道の路線認定について

日程第22 議案第87号 町道の路線認定について

日程第23 議案第88号 町道の路線変更について

日程第24 一般質問

① 11番議員 ② 9番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長 佐藤安彦君	住民課長 菅原力君
副町長 本山一男君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 永松泰子君	建設課長 古澤平君
会計管理者 木村浩二君	教育課長 島崎演君
まちづくり推進課長 大木義隆君	延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただ今から平成26年第5回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番議員、10番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から12月19日までの4日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から12月19日までの4日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員大木敏晴君、打越潤一君より、平成26年度8月分、9月分、10月分の出納検査結果及び平成26年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第2点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長鶴地 仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。委員会研修報告を行わせていただきます。

委員研修。寝屋川市のICTを活用した学校教育の取り組みの概要を下記のとおり

り報告いたします。

- 1、研修期間、平成26年10月29日から31日。
- 2、場所、大阪府寝屋川市、奈良県明日香村。
- 3、期日、10月29日水曜日、寝屋川市、30日木曜日、明日香村。
- 4、出席者、酒見喬議長以下全議員12名。

随行、寺本一誠議会事務局長、大石和幸教育課審議員。

5、研修の目的と内容です。2020年をめどに全国の小中学校に一人1台の教育用タブレットが配られ、ICT教育が推進される計画であるところから、寝屋川市のICTを活用した学校教育の取り組みについて研修を行った。

同市は、昭和26年に大阪府内で16番目の市として誕生し、合併、編入等を経て昭和41年に現在の市域となっている。面積24.7平方キロ、人口24万人、世帯数10万8,000の市は、平成26年度の当初予算769億4,000万円、教育費の予算は55億6,000万円という規模であり、当町と比較参考ができないが、同市の教育行政とICTを教育にどのように取り入れ、活用しているかを研修した。特徴として、

1、同市には12の中学校区があり、各区に2つの小学校があるので、計36の学校がある。平成27年度には中学校区内でどちらの小学校に就学するか学校選択制が始まる。

2、市民・保護者・教職員で教育の目標を共有するため、寝屋川教育フォーラムの開催やキャリア年数に応じた3段階の教職員研修、先生のためのICT教育講座等が開催されている。確かな学力の育成のため、小中一貫教育推進事業、パソコン整備事業、TV会議関連事業、ICTサポート事業、少人数教育推進事業に取り組みされており、教育行政重視の姿勢を感じた。教育費の割合は7.2%。

3、ICT化の状況。平成21年度に全小中学校に電子黒板の導入、平成23年度に小学校5年生、24年度6年生、25年度3、4年生の全教室に電子黒板等を整備、各小学校にタブレットパソコン41台導入。

4、ICTを活用して授業ができる教員、小学校ですが、割合77%、全国平均70.4%。今後すべての教員が効果的にICTを活用した授業ができるよう研修を進める。

5、市の広報で全国学力・学習状況調査で全国、府との比較や市学習到達度調査を公表されており、到達度調査において極めて大きな伸びが認められた。

6、平成25年から27年の3カ年の整備計画でさらに指導用ノートパソコンやタブレットパソコン等を整備される計画であり、ICTの関連で1億5,600万円の予算となっている。

7、目標として、全国学力・学習状況調査で全国平均上位を目指す。ICTを活用して授業ができる教員100%を目指すとされています。

感想として、

1、研修用タブレットパソコンを利用して初歩的な体験操作を行ってみたが、意外と簡単であり、子どもたちであれば極めて短期間でマスターしてしまうであろうと思われました。生徒にとって授業が解りやすくなる、書き込みで理解しやすい、子どもが考えを発表しやすく、課題を共有できる。教員としての授業の効率化、豊富な教材の提示、教材や情報の共有ができるといった大きな利点があると感じた。

2、研修を通じ、ICT活用の必要性は十分認識できたが、大きな予算を伴うこと、更新費用も考える必要があり、共同利用や専門補助員の配置も検討する必要がある。

3、ICTの導入は日本全国の流れであり、大きな効果も出ているので乗り遅れないことも大切であるが、教育現場の考え方はどうなのか。ICTに頼らない授業も大切ではないか。

4、目で見えて覚える部分が多く、理解もしやすいが、過度に頼ることなく考える力をはぐくむ教育をいま一度振り返る必要があるのではないか。

以上、特徴と感想を列記しましたが、全国の小中学校に一人1台の教育用タブレットを配られることになれば、教員のICT活用能力の向上を急がなければならないのではないか。宝の持ち腐れになることのないよう、ICT研修の充実、少なくとも電子黒板を普及させ、生徒も含めたICT教育の慣れを推進していく必要を感じた研修でした。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第3点は、委員会報告についてです。総務産業常任委員会委員長より、委員会研修についての報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 委員会研修報告をいたします。

南関町町議会議長、酒見喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

議員研修（薬草栽培の取り組み）について、下記のとおり報告いたします。

1、研修期間、平成26年10月29日から31日。

2、場所、大阪府寝屋川市、奈良県明日香村。

3、出席者、酒見議長以下全議員12名。

随行者、寺本議会事務局長、西田経済課長、大石教育課審議員。

4、研修目的、農業従事者の高齢化と担い手不足、中山間地農業の典型である経

営規模零細さ等、社会的・自然環境的な要因から、我が町の農業環境は厳しい状況にある。この中であって、我が町の農地の地理的な条件に適した新しい作物の調査・研究も必要と考え、薬草栽培に取り組むための参考にするため。

5、研修内容、10月30日視察。13時30分から15時30分。奈良県明日香村集落営農組合、えいのうキトラ。平成18年3月設立、組合員21戸23名、耕作面積60アール、作付けは水稻・黒大豆・コスモス・大和トウキ・など。

奈良県では薬用作物のかかわりは古く、記録では推古天皇が大宇陀薬狩りを行ったという記述があり、薬草が野山から採取されたことをうかがい知ることができる。当時の薬は宝物と同様に貴重なものであった。大半が中国からの輸入に頼り、国内でも薬用作物の栽培が試みられた。このような歴史を背景に奈良県で薬草が栽培されてきた。しかし、近年では生産者の高齢化、生産性の低さなどで生産が減ってきている。

大和トウキの栽培について。えいのうキトラでは、以前より薬草に興味を持ち、新たな栽培品目を模索し、平成20年4月に福田商店福田氏、奈良県の指導のもと安部山地区で遊休農地を利用して、大和トウキの展示圃をつくり、種の播種と苗の定植を行い、除草、追肥、排水対策、防虫、イノシシ対策などを実施。中でも除草、防虫対策には悪戦苦闘した。平成23年からは柁まえちゅうの指導も加わり、良質、サイズのそろったトウキ作りに取り組む。除草対策として、敷きわらやマルチシートを活用し、農地については田や畑で実証し、効果を検証した。

まとめ、トウキは平成19年度からやっておられるが、本年度が一番よいトウキができているということで、昨年は収穫がほとんどなく、毎年ばらつきがあるようである。トウキは7年間やっておられるが、儲かる事業ではないようである。理由として、手間がかかり、除草剤が使えないので草取りが大変である。県、村より補助がないと事業をやっていくのは無理であり、個人では厳しく農事組合らで共同作業が適している。また、トウキをやっていくなら補助がないと厳しく、軌道に乗るには最低5年程度かかるということである。

今後、町で取り組むには作付面積の規模、経営農家の人数、県、町からの補助など、また薬草栽培に取り組んでいる先進地の視察を重ね、検討・研究をする必要があると感じさせられた研修でした。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会調査について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長鶴地 仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 委員会調査報告をいたします。

本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査事件、特別養護老人ホーム「延寿荘」の入所待機者の現状について。

2、期間、平成26年6月から平成26年10月。

3、方法、担当者からの資料提供と聴取、各委員による担当地区での実態調査。

4、調査の概要、7月30日と8月27日の両日、文教厚生常任委員会において担当者から説明を受けると共に、各委員において受け持ち地区の待機者の実態調査を行った。

現状の要点として、

①待機者の推移、待機者数ですが、平成22年3月末から23、24、25、26年の3月末を表にしております。22年61人、23年72人、24年85人、25年94人、26年95人という推移になっております。

②南関町の65歳以上の高齢者、3,627人。高齢化率34.2%、昨年より1.2%上昇しております。高齢化が進行する中、延寿荘待機者は平成26年7月現在84人となっており、入所定員の2.8倍という高い状況にある。

平成25年7月1日現在の待機者84名（男性24名、女性60名、うち町内66名、75歳以上待機者82名、介護度別では介護3の割合が高く、認知度の割合では認知度2の人が最も多い。

平成26年7月1日現在の待機者84名、男性22名、女性62名、うち町内75名。75歳以上の待機者81名。介護度別では介護4が多く、認知度の度合いでは認知度3の人が最も多い。待機者84名中5年以上待機者2人、4年以上3人、3年以上13人、2年以上11人の状況であり、慢性的待機状態といえる。

なお、前年に比し介護度、認知度共に上がっている。

③延寿荘では年間平均12人の方が入院や死亡等により退所されており、延寿荘の入所は以前は申し込み順となっていたが、平成15年4月から入所取り扱い基準に基づき決定している。

④取扱基準では入所の判断を点数制とし、介護度、認知度の度合い、単独か同居か、介護者がいるか、介護者の年齢、居住地域等を点数加算して5人の入所検定委員会で決定している。7月現在、90点台が1名、80点台が2名、70点台は45名、70点以下が36名。

待機場所は病院28名、他の施設14名、自宅待機42名となっている。

⑤要支援、要介護者が高齢者の中に占める割合の推移を表にしておりますが、縦軸として平成20年度、23年度、25年度、横軸に高齢者数、要支援者数、要介

護者数、その合計を表しております。順番に数字を申し上げます。

平成26年度3,609人、要支援者数190、要介護者数473、合計663人。

平成23年度3,540、要支援者数223、要介護者数557、計780。

平成25年度3,626、要支援者数216、要介護者数578、合計794人というふうになっております。

⑥各委員による担当地区の実態調査。調査した内容ですが、少ない年金額では他の施設に入れにくい。体調が心配で一人暮らしは心細くてならない。家族、特に息子の嫁にまで迷惑をかけたくない。夫婦で入居したいが空がない。有料老人ホームに入居しているが、本人の年金では賄えず、子どもたちの負担が大きい。一人暮らしで夜間は娘の泊まりが必要だが、夜間に頻繁に起きるため介護疲れが続いている。待機2年目ということです。認知症があり、息子と二人暮らし。年金では足りず、息子さんの収入も少なく生活保護を受けて老人保健施設で生活している。等々の実態があり、深刻な事例も見受けられた。

以上、主な点を列記しましたが、待機者の生活環境、悩み、逼迫度は氷山の一角であると思われます。2025年問題は待ったなしであり、待機者解消のため、入所定員の拡大を喫緊の課題とし、老朽化した延寿荘の建て替え、建設場所、民営化問題等も含め、総合的に取り組む必要があるとして、このたびの報告といたします。以上です。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

本日まで受理しました陳情は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおりです。3件を所管の委員会に付託しましたので報告します。

ここで、町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、おはようございます。

平成26年第5回南関町議会定例会の開会におきまして、平成26年度補正予算案、その他、諸議案のご審議をお願いするにあたり、一言ご挨拶を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまに一層のご理解とご協力を申し上げる次第であります。

14日、日曜日に執行されました衆議院の解散総選挙におきましては、自民党の圧勝という結果になりましたが、今後も公明党との連立政権により安定した政権運営の中で日本経済の再生、景気回復をはじめとする大きな課題もありますが、地方が元気になるための政策を特に進めさせていただきたいと願いますと共に、地方創生を強く訴えていきたいと考えておるところでございます。

また、今年も全国各地で大きな災害が発生しましたが、最近になり、阿蘇山でも噴火が発生しており、これまでも増して地域住民の皆さまへの啓発や訓練にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。まずはお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますと共に、被害に遭われた地域の1日も早い復旧復興を願うものであります。

国においては衆議院の解散前に地方創生関係2法案が成立しました。特にまち・ひと・しごと創生法では、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域が住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。これは各自治体の力量が試される結果ともなり、まちづくりに頑張っていく自治体には財政的援助を含め、国が支援していくことになっております。南関町も町の特性を生かし、個性と魅力あふれるまちづくりを進めていかなければならないと思っております。このためには、住民の英知を結集し、知恵と創意工夫を重ねることが必要でありますので、町議会をはじめ、住民の皆さまのご協力を切にお願いするものでございます。

そこで今回は、町の基幹産業である農業についてお話をさせていただきますが、国においては農政改革を大きな柱として食料、農業、農村の三つをキーワードとして生存に不可欠な食料の安定供給と共に、国土保全や自然環境、景観の保持という多面的機能の重要性を挙げた上で、そうした機能を発揮するための農業の持続的な発展は欠かせず、生産と生活の基礎として農村の振興を図らなければならないとされています。

安倍首相は農業の規模拡大と6次産業化を推進されることになると思いますが、中山間地である南関町におきましては、ある程度の規模拡大と併せ、6次産業化など南関町に一番あった効率的かつ安定的な農業経営ができるような施策を推進していかなければならないと考えております。そういった意味でも稲作中心の農業から転換を考える重要な時期ではないかとも思われます。

また、物産振興会などの生産や販路を拡大するための組織作りにも取り組んでいく必要があります。これからは町議会の皆さまや地域住民の皆さまとも多くの意見交換をさせていただく中で、基幹産業となり得る農業を目指すことが重要であるとと考えております。

さて、9月の定例会以降には、東京の銀座熊本館での難関突破の日や50歳未満と50歳以上とに分けた各校区での地域懇談会などを開催させていただきました。難関突破の日では初めて日本の中心である東京銀座において町内18事業者の皆さまのご協力により、農産物や特産品60品目を販売することができました。今後は、先ほども申し上げました物産振興会等の組織化を図り、次の仕掛けへの取り組みを

進めてまいりたいと考えております。

また、地域懇談会ではそれぞれの校区でたくさんのご意見やご要望を伺い、その場での回答はしておりますが、すぐに対応できるもの、振興計画への掲載等が必要なものなどと区分をしながら町政に役立てていきたいと考えております。

本定例会においては、南関町総合振興計画策定条例の制定についてもご提案申し上げますが、今後の町政全般にわたる計画の指針となるものでもありますので、しっかりとした対応をしていかなければならないと考えております。

また、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についても提案いたしておりますが、内容といたしましては、保険給付費の伸びが続いており、このままでは国保財政の運営が困難になっておりますので、平成27年度分からの税率等を改正するものでございます。町民の皆さまにおかれましては厳しい改正になるとは思いますが、現状をご理解いただけますように町としてもしっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今回の議案の提案につきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについてが1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、平成26年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が7件、業務委託変更契約の締結が2件、町道の路線廃止、変更が各1件、町道の路線認定が2件を提案しています。特に一般会計補正予算では、6,670万円を追加し、一般会計の総額を58億2,343万1,000円としているところです。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。定例会開会にあたってのご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、議案第70号から日程第23、議案第88号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第70号から日程第23、議案第88号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第4号））

日程第 6 議案第71号 南関町総合振興計画策定条例の制定について

日程第 7 議案第72号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 8 議案第 73号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 74号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 75号 平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 11 議案第 76号 平成 26 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12 議案第 77号 平成 26 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 78号 平成 26 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議案第 79号 平成 26 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 15 議案第 80号 平成 26 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 81号 平成 26 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 82号 平成 26 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 83号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第 19 議案第 84号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第 20 議案第 85号 町道の路線廃止について
- 日程第 21 議案第 86号 町道の路線認定について
- 日程第 22 議案第 87号 町道の路線認定について
- 日程第 23 議案第 88号 町道の路線変更について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

○議会事務局長（寺本一誠君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第70号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明をいたします。

南関町一般会計補正予算書第4号第1ページをお開きください。

南関町専決第8号、平成26年度南関町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回、専決いたしましたのは、平成26年11月21日に衆議院が解散したため、12月14日に執行されました第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る所要額として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,673万1,000円とするものでございます。

選挙準備を早急に行う必要があります。議会を召集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をいたしました。今定例会で専決処分についてご報告を行いましてご承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。歳入歳出補正予算の歳入でございます。15款県支出金でございます。3項県委託金で672万8,000円を追加し、2,552万6,000円とするものでございます。補正後の金額は57億5,673万1,000円でございます。

次に歳出でございます。2款総務費、4項選挙費で672万8,000円を追加して、1,362万5,000円とするものでございます。補正後の金額は歳出合計57億5,673万1,000円でございます。

続きまして6ページをお願いいたします。歳入でございます。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。5節の選挙費県委託金、衆議院議員総選挙費県委託金としまして672万8,000円を追加しております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。主なものだけを説明いたします。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員総選挙でございます。3節職員手当等、時間外勤務手当として327万7,000円、これは告示前、期日前投票、それから選挙当日の投票と開票、そのときに職員の時間外勤務手当でございます。13節委託料82万2,000円、選挙ポスター掲示場設営撤去業務委託料でございます。2款総務費、4項選挙費におきまして672万8,000円を追加しまして、1,362万5,000円とするものでございます。

以上、報告いたします。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第71号議案、南関町総合振興計画策定条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

平成23年5月に公布されました地方自治法の一部改正により、総合振興計画の

基本構想の法的な策定義務がなくなりました。総合振興計画を策定すること及び議会の議決を経るかは、各町の判断にゆだねられることになりました。南関町総合振興計画は、従来から町の総合的かつ計画的に行政運営を行う上の重要な指針であり、町民に対してもまちづくりの長期的な展望を示すものであると考えます。

また、まちづくりのビジョンである基本構想などが南関町振興計画審議会設置条例で規定しておりますように、議会の審議を経てさらに南関町民の代表である町議会の議決を経ることで町全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも、この総合振興計画を策定する上で必要かつ重要なことだと考えております。

次に、制定条例の内容の説明をいたします。条例案をご覧ください。

第1条におきまして、この条例の制定趣旨、規定を定めています。第2条につきましては、総則的規定としまして、当該条例全般に及ぶ重要な用語について意義の規定を定めたものでございます。

第1号で総合振興計画をまちづくりの指針として基本構想、基本計画及び実施計画からなるものであると規定をしております。計画の構成として体系化をしているものでございます。

第2号では、基本構想。これは本来の将来像とまちづくりの理念を掲げ、その実現のための基本方向を示すものであり、基本計画、実施計画の指針となるものでございます。

第3号では、基本計画。これは基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すもので、実施計画に対し指導的役割を持つものでございます。

第4号に実施計画を上げております。基本計画に示された施策を具現化していくための個別の事業で、予算編成の基本となるものでございます。

続いて第3条におきましては、実施法上、策定の義務はなくなりましたけれども、町長が南関町総合振興計画を策定するものであるとしています。

第4条におきましては、南関町振興計画審議会設置条例。これは昭和45年条例第2号により設置されました南関町振興計画審議会において、町長が諮問をして、そして審議、協議をしていただくための定めでございます。

第5条において、基本構想の策定、または変更については議決事件として議会の議決が必要であると定めるものでございます。

第6条においては、町長が基本構想に基づく基本計画及び実施計画を策定することとしております。

第7条においては、町長が総合振興計画を策定、または変更したときは住民の皆さまに公表するものとしております。この公表の方法といたしましては、南関町公告式によるもののほか、ホームページ上で公表することとしております。

第8条におきましては、個別に各課で施策を定める際は、総合振興計画との整合性を図るものというふうにしております。

第9条は、条例の施行について必要なことは町長が別に定めるという委任規定を定めているものでございます。

以上で、南関町総合振興計画策定条例の制定について提案説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第72号議案です。南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

今回の条例改正は、平成26年の人事院勧告に基づきまして、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

人事院勧告の主な内容といたしましては、まず、人事院は国会及び内閣に対して官民格差を解消するため給料月額0.27%を引き上げ、期末勤勉手当を0.15カ月分引き上げることとする勧告を行っております。これは人事院が民間企業における給与抑制措置や雇用調整の実施状況を調査した結果、一人当たり平均で1,090円、これが0.27%に当たりますが、公務員が民間給与を下回っていること。また、期末勤勉手当の支給率も民間の特別給は4.12月分に相当し、月額0.17カ月分が下回っているとしております。民間従事者の給与水準と公務員との格差を考慮して均衡が保たれるよう平成26年4月1日から給料月額の増額改正及び勤勉手当の支給率を増額改正することとしたものであります。

続きまして、改正条文の説明をいたします。条例案をご覧ください。

給与条例の改正は、施行期日が二つに分かれ、さらに適用日も二つに分かれているため、条例改正では若干複雑ではございますが、第1条の改正で第15条第2項、これは一般職の勤勉手当の額についての定めであります。今回は平成26年12月の勤勉手当の支給率を民間の至急割合に見合うよう100分の67.5を100分の82.5に、100分の15増額改定するものでございます。

また、第2号では、再任用職員の勤勉手当の額についての定めでございます。100分の32.5を100分の37.5と100分の5増額改定するものでございます。

続きまして、給料月額改正であります。別表第1の給料表の給料月額を改正するとしております。現在の給料月額を引き上げる改正の給料月額表であります。この規定の改正は、平成26年4月1日から適用となります。

続きまして第2条の改正ですが、第1条と同じく南関町一般職の職員の給与に関する条例の改正で、期末勤勉手当の率について第1条の施行日が公布の日からとしているものに対して、第2条は平成27年4月1日から施行することとしているも

のです。これによりまして、平成27年度以降の支給率は第1条で増額改正した支給率を6月と12月でならず目的で、勤勉手当の年間の支給率を6月0.75月分、それから12月も0.75月分として、同じく再任用職員は0.35月分とする改正でございます。

続きまして、条例の改正附則につきましてご説明申し上げます。

改正附則第1条第1項につきましては、この改正条例の施行期日を公布の日から施行する規定であります。ただし、第2条、先ほど申し上げましたが、勤勉手当の支給率の規定は平成27年4月1日から施行するものとする規定でございます。

改正附則第1条第2項につきましては、第1条の改正既定の別表の給料表の改定は、平成26年4月1日から、また勤勉手当の支給率の改正規定は基準日でありませ平成26年12月1日から遡及して適用するものとしております。

改正附則第2条につきましては、平成26年4月1日、これを適用日と呼びますが、この適用日前に職務の級を異にして異動した職員や町長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号級につきましては、その者が施行日前において職務の級を異にする異動等をした者とした場合との均衡上、要するにその後の状態が低いということにならないようにということで、必要と認められる限度においてこの給与条例改正に伴い、他の職員との均衡を失しないように調整を行うことができるということを規定しているものでございます。

改正附則第3条につきましては、改正後の条例後の規定を適用する場合においては、改正前の南関町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、これはもう去る10日に期末勤勉手当は支給しておりますし、21日に給料は支給される予定にしておりますが、それは改正後の条例の規定による給料の内払いとみなすものと規定をしているものでございます。

附則第4条につきましては、附則第2条及び附則第3条に定めているもののほか、必要なことは規則に委任する規定でございます。

以上で、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 第73号議案、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容についてご説明いたします。

提案理由としましては、せきすい斎苑の使用にしまして、使用料の徴収について町内居住者の判断をより明確にするための改正でございます。

町内居住者につきましては、現在は住民基本台帳に記されている者ということで

規定しておりますが、もう1項目死亡当時、町外の施設に入所していた者のうち、入所以前に町内に居住し、かつ家族や親類等が現在町内に居住している者を町内居住者と規定しておりますが、町内に居住していた時期、親類等の範囲を限定することにより、町内居住者の判断をより明確にするため条例内容を変更するものでございます。

改正の内容につきましては、別表中の入所以前を入所直前に、親類等を三親等以内の親族に改めるものでございます。

また、附則としましてこの条例は平成27年4月1日より施行するとしております。

以上で、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第74号議案、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容のご説明をいたします。

提案の理由としましては、国民健康保険特別会計の財政安定化を図るため、税率及び金額の改正を行ったことにより、条例の一部を改正したものでございます。

それでは議案書を1枚お開きください。南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例として、次の条項においてそれぞれ所得割額及び資産割額の率、被保険者均等割の額及び世帯平等割額の額について改正したものでございます。

まず第3条から第5条の2までが医療給付費分の改正でございます。改正内容としまして、第3条第1項中100分の6.45を100分の7.95に改める。第4条中100分の39を100分の30.45に改める。第5条中1万9,000円を2万7,500円に改める。第5条の2第1項中1万8,800円を2万5,400円に改め、同条第2号中9,400円を1万2,700円に改め、同条第3号中1万4,100円を1万9,050円に改めるというものでございます。

次に、第6条から第7条の3までが後期高齢者支援金等の改正でございます。改正の内容としまして、第6条中100分の2.0を100分の3.2に改める。第7条中100分の9を100分の4.5に改める。第7条の2中6,100円を8,200円に改める。第7条の3第1号中5,300円を7,100円に改め、同条第2号中2,650円を3,550円に改め、同条第3号中3,975円を5,325円に改めるというものでございます。

次に、第8条から第9条の3までが介護納付金についての改正でございます。改正内容としまして、第8条中100分の1.0を100分の2.1に改める。第9条中100分の7.0を100分の5.05に改める。第9条の2中6,000円を8,

100円に改める。第9条の3中4,000円を5,400円に改めるというものです。また、この改正に伴いまして第23条におきまして均等割額と平等割額の軽減額の改正も行っているところでございます。

まず、第1号アからカまでが7割軽減の軽減する額の改正でございます。改正内容としまして、第23号第1号ア中1万3,300円を1万7,990円に改め、同号イ中(ア)中1万3,160円を1万7,780円に改め、同号イ(イ)中6,580円を8,890円に改め、同号イ(ウ)中9,870円を1万3,335円に改め、同号ウ中4,270円を5,740円に改め、同号エ(ア)中3,710円を4,970円に改め、同号エ(イ)中1,855円を2,485円に改め、同号エ(ウ)中2,783円を3,728円に改め、同号オ中4,200円を5,670円に改め、同号カ中2,800円を3,780円に改めるというものです。

次の第2号アからカまでが5割軽減の軽減する額の改正でございます。改正内容としまして、同条第2号ア中9,500円を1万2,850円に改め、同号イ(ア)中9,400円を1万2,700円に改め、同号イ(イ)中4,700円を6,350円に改め、同号イ(ウ)中7,050円を9,525円に改め、同号ウ中3,050円を4,100円に改め、同号エ(ア)中2,650円を3,550円に改め、同号エ(イ)中1,325円を1,775円に改め、同号エ(ウ)中1,988円を2,663円に改め、同号オ中3,000円を4,050円に改め、同号カ中2,000円を2,700円に改めるというものです。

次の第3号アからカまでが2割軽減の軽減する額の改正でございます。改正内容としまして、同条第3号ア中3,800円を5,140円に改め、同号イ(ア)中3,760円を5,080円に改め、同号イ(イ)中1,880円を2,540円に改め、同号イ(ウ)中2,820円を3,810円に改め、同号ウ中1,220円を1,640円に改め、同号エ(ア)中1,060円を1,420円に改め、同号エ(イ)中530円を710円に改め、同号エ(ウ)中795円を1,065円に改め、同号オ中1,200円を1,620円に改め、同号カ中800円を1080円に改めるというものです。

また、附則としまして施行期日として平成27年4月1日から施行する。適用区分としまして、改正後の南関町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第75号議案、平成26年度南関町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,343万1,000円とするものです。なお、今回の人事院勧告に基づいた給料表改正及び勤勉手当等の改正に伴いました補正につきましては、各款項目にわたりますので割愛をさせていただきますのでご了承ください。

では、2ページへお進みください。歳入歳出予算補正、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金に付きまして12万4,000円を追加して、9,930万4,000円とするものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金894万6,000円を追加して、3億4,960万3,000円とするものでございます。

15款県支出金、1項県負担金では360万7,000円追加して、2億765万8,000円とし、2項県補助金では30万3,000円を追加して、2億2,396万8,000円とし、3項県委託金では145万6,000円を追加して、2,698万2,000円とするものでございます。

17款寄附金では、1項寄附金80万円を追加して、189万1,000円とするものでございます。18款繰入金では、1項基金繰入金2,134万6,000円を追加して、1億1,860万7,000円とするものでございます。

20款諸収入、3項受託事業収入としまして93万3,000円を追加して、800万1,000円とし、4項雑入では1,885万5,000円を追加して、3,506万9,000円とするものでございます。

21款町債では、1項町債で1,030万円を追加して、8億914万8,000円とするもので、歳入合計57億5,673万1,000円のところ6,670万円を追加しまして、58億2,343万1,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。

1款議会費、1項議会費につきましては23万6,000円を追加して、8,60

3万円とするものでございます。

2款総務費、1項総務管理費につきましては991万4,000円を追加して、5億994万4,000円とし、それから2項徴税費では117万9,000円を追加し、1億1,042万5,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費では152万6,000円を減額して、2,423万2,000円とし、4項選挙費では164万4,000円を追加して、1,526万9,000円とし、5項統計調査費では6,000円を追加して、789万4,000円とするものでございます。

3款民生費では、1項社会福祉費で2,329万1,000円を追加して、12億1,958万8,000円とし、2項児童福祉費では92万8,000円を追加し、4億5,268万6,000円とするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、1,059万5,000円を追加して、5億9,909万7,000円とし、2項清掃費では4万6,000円を減額して、2億2,185万8,000円とし、3項水道費では22万5,000円を減額し、319万7,000円とするものであります。

5款農林水産業費では、1項農業費で191万9,000円を追加し、2億3,749万5,000円とし、2項林業費では92万4,000円を減額し、868万8,000円とするものでございます。

6款商工費では、1項商工費で188万1,000円を減額し、1億476万8,000円とするものでございます。

7款土木費では、1項土木管理費につきまして490万5,000円を追加して、7,089万9,000円とし、2項道路橋梁費では17万2,000円を追加し、4億5,308万1,000円とし、4項住宅費では45万8,000円を追加し、6,157万2,000円とし、5項下水道費では33万9,000円を追加し、1億710万3,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費として12万3,000円を減額し、2,865万3,000円とするものでございます。

8款消防費では、1項消防費で199万4,000円を追加して、1億9,964万円とするものでございます。

9款教育費では、1項教育総務費で256万5,000円を減額して、5,870万1,000円とし、2項小学校費では172万1,000円を追加して、3億2,301万4,000円とし、4項中学校費では684万9,000円を追加し、6,952万2,000円とし、4項社会教育費では636万4,000円を追加し、1億648万1,000円とし、5項保健体育費では22万2,000円を追加して、6,871万8,000円とするものでございます。

11款公債費では、1項公債費として83万1,000円を減額し、6億2,29

4万9,000円とするものでございます。

12款予備費では、1項予備費として208万5,000円を追加して、1,216万2,000円とするもので、歳出合計57億5,673万1,000円のところを6,670万円追加しまして、58億2,343万1,000円とするものでございます。

次に、5ページの繰越明許費でございます。4款衛生費の1項保険衛生費、地域振興対策事業で2億7,660万8,000円でございます。これは、県に委託しております米田・鬼王線の改良工事の委託金がほとんどでございますが、及び米田・大場線工事費等でございます。

7款土木費、2項道路改良費、道路新設改良事業で3億193万1,000円の繰越明許でございます。これは、大西・境原線、久重・中線ほか7本の工事費と道路点検等の委託費でございます。

次のページをお開きください。地方債補正でございます。3番過疎対策ソフト事業費では、620万円を増額して、7,620万円とするものでございます。

臨時財政対策債では、1億9,204万8,000円を400万増額いたしまして、1億9,604万8,000円とするものでございます。

5番ほ場整備事業債では、補正前が1,080万円でしたが、10万円を増額いたしまして1,090万円とするものでございます。

次に、9ページをお開きください。歳入でございます。主なものだけを説明いたします。

まず、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で1節社会福祉費国庫負担金でございます。861万6,000円を追加しております。これは、障害者総合支援給付費分及び更正医療費分でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。1節社会福祉費県負担金で430万7,000円を追加しております。これは、国庫負担金の中にもありまして、障害者総合支援給付費及び更正医療分の県負担金でございます。

次に、10ページをお開きください。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。5節選挙費県委託金をご覧ください。145万2,000円を追加しております。これは、熊本県議会議員一般選挙費県委託金といたしまして、任期満了は平成27年4月29日でございますが、26年11月21日付総務大臣からの通知で統一地方選挙の選挙期日についての記述がございまして、原則として県議選を4月12日に、そしてその告示を4月3日にする内容がございました。これを受けまして、今回補正をさせていただいているものでございます。まだ、

期日については確定ではございません。

それから17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金でございます。80万円を追加しております。これはふるさと南関応援寄附金で、1万円掛ける80件分として増額補正をしております。

それから18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。1節財政調整基金繰入金といたしまして1,200万円を繰り入れます。基金の取り崩し後の財政調整基金の基金残高は10億8,984万3,000円となります。3目ふるさとづくり基金繰入金では、1節ふるさとづくり基金繰入金で934万6,000円を繰り入れます。基金の取り崩し後のふるさとづくり基金額は11億4,505万6,000円となります。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目雑入の中で4節雑入の一番下の欄、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金でございます。1,149万7,000円を追加しております。これは平成25年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金が確定されたことによる返還金でございます。

次に、21款町債、1項町債、1目農林水産業債で2節農業債でございますが、10万円を増額しております。それから11目臨時財政対策債、1節臨時財政対策債として400万円を増額しております。それから12目過疎対策ソフト事業債、次のページでございますが、620万円を増額しているところでございます。

続きまして13ページをご覧ください。歳出でございます。

先に申し上げましたとおり、人件費の給料及び期末勤勉手当、その他人件費につきましては割愛をさせていただきます。

主なものだけ申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費でございます。次のページをお開けください。19節負担金、補助及び交付金の中で181万8,000円を地方バス運行等特別対策補助金として増額をしております。これは補助金の額が確定したための不足額でございます。

次、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費の22節、補償、補填及び賠償金の中で50万円を追加しております。これは、相続財産管理人申立予納金として増額をしているものでございまして、裁判所に納める予納金であります。相続財産管理人の委託料などが当てられますが、滞納者の財産を公売にかけた分を管理人が債権者、これは町になりますが、町に滞納分を納めた残額で裁判所が管理人の報酬を支払うことができるようであればそこで支払い、残りは国庫ということになりますが、この50万円はそのままそっくり返還をされることとなります。

次に、2款総務費、4項選挙費の7目熊本県議会議員一般選挙費でございます。歳入でもご説明をいたしましたが、154万3,000円を補正するものでござい

ます。

17ページをお開けください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。20節扶助費をご覧ください。1,797万3,000円をしております。これは、歳入でも国庫負担金、県負担金の説明をいたしましたもので、更正医療給付事業及び障害者総合支援給付費などで追加をしているものでございます。

次に、19ページをお開きください。19ページの4款衛生費、1項保険衛生費、1目保健衛生総務費の中で20節扶助費でございます。こども医療費扶助費として459万4,000円を追加しております。

次のページ20ページをお開きください。4款衛生費、1項保険衛生費、11目地域振興対策費の中で19節負担金、補助及び交付金でございます。1,244万8,000円を追加して、これは公民館建設費等助成金でございます。

次に、23ページをお開きください。7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費でございます。13節委託料、15節工事請負費でございますが、町営住宅の長寿命化計画により、高久野団地の外壁と屋上防水工事等を必要としておりますが、278万1,000円を委託料に組み替えたものでございます。

次に、25ページをお開きください。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費でございます。15節の工事請負費でございますが、606万9,000円を追加しております。これは、南関中学校で難聴教室の整備でございます。平成27年4月に入学予定の生徒を受け入れるための整備でございます。

以上で、一般会計補正予算（第5号）につきましての説明を終わらせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第76号議案、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億793万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。9款、1項他会計繰入金でございます。35万6,000円を追加し、6,890万3,000円とし、歳入合計15億793万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項総務管理費32万4,000円を追加し、442万7,000円とし、3項運営協議会費3万2,000

0円を追加し、16万円とするものでございます。

2款、1項療養諸費1,465万4,000円を追加し、9億1,117万6,000円とし、2項高額療養費920万円を追加し、1億3,303万円とするものでございます。

7款、1項共同事業拠出金24万2,000円を追加し、1億9,433万4,000円とし、12款、1項予備費2,409万6,000円を減額し、496万4,000円とし、歳出合計補正額35万6,000円を追加し、15億793万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。9款、1項、1目、2節その他一般会計繰入金に事務費繰入金35万6,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款、1項、1目、13節委託料に制度改正に伴うシステム改修委託料として32万4,000円を追加するものでございます。1款、3項、1目運営協議会費に協議会の委員報酬、費用弁償として3万2,000円を追加するものでございます。

2款、1項、2目、19節負担金、補助及び交付金に退職被保険者等療養給付費1,450万円、2款、2項、1目、19節負担金、補助及び交付金に一般被保険者高額療養費400万円、2目19節負担金、補助及び交付金に対象者被保険者等高額療養費520万円を追加するもので、それぞれ療養費の見込み増によるものでございます。

7款、1項、1目、19節負担金、補助及び交付金に高額共同事業交付金返戻金24万2,000円を追加するものでございます。

12款、1項、1目予備費2,409万6,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第77号議案、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,606万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1億676万4,000円に33万9,000円を追加して、1億710万3,000円とし、3款諸収入、2項雑入に63万8,000円を追加し、8款県支出

金、1項県補助金100万円に70万円を追加し、170万円とし、歳入総額を1億5,606万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費6,839万円に152万6,000円を追加して、6,991万6,000円とし、2款事業費、1項公共下水道事業費690万6,000円に15万1,000円を追加して、705万7,000円とし、歳出総額を1億5,606万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての内容説明でございます。2款、1項、1目、1節一般会計繰入金に33万9,000円を追加し、3款、2項、1目、1節雑入に消費税の還付金といたしまして63万8,000円を追加し、8款、1項、1目、1節公共下水道費県補助金に生活排水適正処理重点推進事業補助金として70万円を追加するものでございます。

7ページは歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費の19節負担金、補助及び交付金に下水道排水設備工事助成金として140万円、2目浄化センター管理費の11節需用費に浄化センターの光熱水費として7万1,000円、12節役務費に浄化センターの通信費として5万5,000円を追加し、2款、1項、1目公共下水道建設費の2節給与改定により2万1,000円、3節職員手当等に期末勤勉手当として11万4,000円、4節共済費に職員共済組合負担金として1万2,000円、9節負担金、補助及び交付金に退職手当負担金として4,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第78号議案、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ501万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金342万2,000円より22万5,000円を減額して319万7,000円とし、歳入総額を501万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費321万8,000円から22万5,000円を減額して299万3,000円とし、歳出総額を501万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入についての内容説明でございます。5款、1

項、1目、1節一般会計繰入金より22万5,000円を減額するものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費の2節給与に給与改定及び新規採用者分の調整ということで5,000円を追加し、3節職員手当等と同じく期末勤勉手当19万8,000円、これは減額し、第4節共済費より同じく職員共済組合負担金3万3,000円を減額し、19節負担金、補助及び交付金と同じく退職手当負担金として1,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第79号議案、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,444万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。2款、1項国庫負担金42万4,000円を追加し、2億2,206万7,000円とし、2項国庫補助金21万2,000円を追加し、1億3,371万6,000円とするものでございます。

4款、1項支払基金交付金62万2,000円を追加し、3億6,545万6,000円とし、5款、1項県負担金27万3,000円を追加し、1億7,958万9,000円とし、7款、1項一般会計繰入金26万8,000円を追加し、1億7,540万4,000円とし、歳入合計補正額179万9,000円を追加し、13億7,444万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、1項介護サービス等諸費17万1,000円を追加し、10億8,390万3,000円とし、4項高額介護サービス等費187万2,000円を追加し、2,739万6,000円とし、6項特定入所者介護サービス等費10万5,000円を追加し、4,354万5,000円とするものでございます。

8款、1項予備費34万9,000円を減額し、6,692万2,000円とし、歳出合計補正額179万9,000円を追加し、13億7,444万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。3款、1項、1目介護給付費負担金、1節現年度分に介護給付費国庫負担金42万4,000円を追

加し、3款、2項、1目、1節調整交付金21万2,000円を追加し、4款、1項、1目介護給付費交付金、1節現年度分62万2,000円を追加し、5款、1項、1目、介護給付費負担金、1節、現年度分27万3,000円を追加し、7款、1項、1目、1節介護給付費繰入金26万8,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、1項、6目、19節負担金、補助及び交付金に居宅介護住宅改修費17万1,000円を追加し、2款、4項、1目、19節負担金、補助及び交付金に高額介護サービス費187万2,000円を追加し、2款、6項、3目、19節負担金、補助及び交付金に特定入所者介護予防サービス費10万5,000円を追加するもので、それぞれ見込み増によるものでございます。

8款、1項、1目予備費は34万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第80号議案、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。款項の調整によります歳出予算の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。歳出につきましてご説明申し上げます。1款、1項施設管理費として536万4,000円を減額し、1億5,198万2,000円とするものでございます。

次に、4款、1項予備費として536万4,000円を追加し、8,592万6,000円とするものでございます。予算総額については変わりません。

4ページをお願いします。1款、1項、1目一般管理費でございます。内訳として2節給料の174万9,000円の減額、3節職員手当等の59万3,000円の減額、4節共済費の109万6,000円の減額、7節賃金の290万8,000円の減額、13節委託料の133万2,000円の増額、19節負担金、補助及び交付金の35万円の減額でございまして、人事異動、臨時職員退職等による人件費等の調整でございます。

次に、4款、1項、1目予備費として536万4,000円を追加し予算調整するものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第81号議案、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億449万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金2,877万6,000円より12万3,000円を減額して2,865万3,000円とし、7款諸収入、2項雑入1,000円に33万1,000円を追加し33万2,000円とし、歳入総額を1億449万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費3,475万円に11万8,000円を追加して3,486万8,000円、2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費5,350万1,000円に9万円を追加し5,359万1,000円とし、歳出総額を1億449万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入についての内容説明でございます。5款、1項、1目、1節一般会計繰入金より12万3,000円を減額し、7款、2項、2目、1節雑入に消費税還付金として33万1,000円を追加するものでございます。

7ページは歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費の11節需用費に浄化槽曝気詰まり除去作業等の修繕費として11万8,000円を追加し、2款、1項、1目浄化槽建設費の2節給料に給料改定により1万5,000円、3節職員手当等に期末勤勉手当として5万8,000円、4節共済費に職員共済組合負担金として1万4,000円、19節負担金、補助及び交付金に退職手当負担金として3,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第82号議案、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ1億2,919万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款、1項一般会計繰入金115

万3,000円を減額し、5,486万9,000円とし、5款、2項償還金、及び還付加算金2万9,000円を追加し13万円とし、歳入合計補正額112万4,000円を減額し、1億2,919万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金115万3,000円を減額し、1億2,837万1,000円とし、3款、1項償還金、及び還付加算金2万9,000円を追加し13万円とし、歳出合計補正額112万4,000円を減額し、1億2,919万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。3款、1項、2目、1節保険基盤安定繰入金115万3,000円を減額するもので、確定によるものでございます。5款、2項、2目、1節還付加算金に2万9,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、1項、1目、19節負担金、補助及び交付金の基盤安定負担金を確定によりまして115万3,000円減額し、3款、1項、2目、23節償還金、利子及び割引料に還付加算金2万9,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第83号議案、町道米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業に関する平成25年度実施協定に係る業務委託変更契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

この事業は、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の3者で、地域振興策のうち処分場へのアクセス道路の町道米田・鬼王線の道路整備事業のうち、米田工区を平成25年度から平成27年度にかけて、橋梁部を含む計画延長1,340メートルの部分について、南関町の道路整備事業を熊本県に委託することを平成25年3月29日に締結しておりました。この締結しておりました基本協定書を

変更いたしまして、委託期間を平成28年度までとすること及び計画延長を1,789メートルにすることなどを平成26年12月1日に締結をいたしております。

このことに基づき、町道米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業に関する平成25年度実施協定につきましても、同日変更した協定を締結いたしております。

このたび、提案をいたします業務委託契約の変更は、町道の米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業に関する平成25年度実施協定に係る業務委託変更契約でございまして、平成26年12月3日に熊本県と仮契約を締結しているものでございます。変更内容等については、議案書によって説明させていただきます。

1、業務委託名、変更前、町道米田・鬼王線（仮称）の道路整備事業に関する平成25年度実施協定に係る業務委託契約。変更後を町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成25年度実施協定に係る業務委託契約としております。業務委託名につきましては、町道名に仮称が付されておりますが、平成26年3月の定例議会におきまして町道の認定がなされておりますので変更しております。

2、委託期間、変更前では契約締結の日から平成26年12月26日までとしておりますところを、変更後は契約締結の日から平成27年3月31日までと終期を変更しております。これは、線形の変更に時間を要したためでございます。

3、計画延長、変更前、1,340メートル（うち取付部200メートル）、変更後、1,789メートル（うち取付部309メートル）。計画延長につきましては、1,340メートルを1,789メートルに変更するものでございます。これは線形の変更によるものでございます。

提案理由は、町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成25年度実施協定の一部変更により、業務委託契約の一部を変更する必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、第84号議案でございます。町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成26年度実施協定に係る業務委託変更契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

この事業は、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の3者で地域振興策のうち、処分場へのアクセス道路の町道米田・鬼王線の道路整備事業のうち、米田工区を平成25年度から平成27年度にかけて橋梁部を含む計画延長1,340メートルの部分について、南関町の道路整備事業を熊本県に委託することを平成25年3月29日に締結しておりました。この基本協定書を変更いたしまして委託期間を平成28年度までとすること及び計画延長を1,789メートルにすることなどを平成26年12月1日に締結いたしております。このことに基づき、町道米

田・鬼王線の道路整備事業に関する平成26年度実施協定につきましても、同日変更した協定を締結いたしました。

このたび提案をいたします業務委託変更は、町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成26年度実施協定に係る業務委託変更契約でございます。平成26年12月3日に熊本県と仮契約を締結しているものでございます。変更内容等については議案書によって説明させていただきます。

1、委託内容、変更前、橋梁設計、道路改良工事、橋梁下部工事、変更後、用地測量、橋梁設計、道路改良工事、橋梁下部工事。この委託内容につきましては、変更前の委託内容に用地測量を追加したものでございます。これは、急ぎ熊本県から平成25年度の実施協定の施工内容である用地測量を平成26年度でも実施できるようにしたいとの依頼がございましたので変更しております。

2、計画延長、変更前、1,340メートル（うち取付部200メートル）、変更後1,789メートル（うち取付部309メートル）。計画延長につきましては、1,340メートルを1,789メートルに変更するものでございます。これは、線形の変更によるものでございます。

3、委託費内訳、変更前、工事費1億7,460万円、事務費523万7,000円、変更後、工事費1億7,973万7,000円、事務費10万円。委託費内訳につきましては、工事費を確保するため事務費から振り替えているところでございます。

提案理由は、町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成26年度実施協定の一部変更により、業務委託契約の一部を変更する必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第85号議案、町道の路線廃止についてご説明いたします。

提案理由は、路線を廃止使用とする場合は、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページの参考資料をご覧ください。今回提案いたします廃止路線は、町道古野線で町道大西・桜原線に接する起点が豊永字東原1606番1地先から終点が豊永字東原1595番1地先までの路線でございます。道路改良事業により改良前の路線を廃止するものでございます。

続きまして、第86号議案、町道の認定についてご説明いたします。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

これも次ページの参考資料をご覧ください。提案いたします町道古野線は起点を豊永字東原1606番1地先から終点を豊永字東原1509番1地先までとし、道路改良事業により町道大西・桜原線と町道菰ヶ浦浦線を結ぶ路線として認定するものでございます。

続きまして、第87号議案、町道の路線認定についてご説明いたします。これも1ページの参考資料をご覧ください。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

提案いたします町道前畑・津留線は起点を長山字津留2086番2地先から終点を長山字待瀬2201番1地先までとし、町道草村・高久野線と町道横峰・草村線を結ぶ路線として認定するものでございます。

続きまして、第88号議案、町道の路線変更についてご説明いたします。

提案理由は、路線を変更使用とする場合は、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。これも次ページをご覧ください。

路線番号255との町道豊永2号線は、起点が豊永字前田3147番2地先から終点が豊永字西ノ原2142番1

[「西ノ前だろ」と呼ぶ者あり]

○建設課長（古澤 平君） いや、それはですね。すみません、そしたらですね、一応88号議案のですね、変更前と変更後の部分で比較をしながら次ページの路線をご覧くださいいただければと思います。

路線番号254の町道豊永2号線、起点が豊永字馬場園1973番地先から豊永字六郎丸2129番地先の路線と路線名が重複しているため、路線番号255の路線名を豊永3号線に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で提案理由の説明を終了しました。

-----○-----

日程第24 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第24、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次、発言を許します。

11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） こんにちは。第5回で定例会の一般質問、一発目でございますけども、11番議員の橋永でございます。

質問の内容といたしましては、質問事項でございますが、まずは町単独の米戸別

所得補償施策の実施についてというようなことをございます。その要旨につきましては、今、米余り現象ってというようなことで、日本で25年産の米につきましては22万トンの在庫があるというようなことをございまして、本年の26年産がまた加わるわけをございますけれども、しかしながら生産者にとってはですね、在庫があるにしてもやはり生産費がそれに伴うような販売価格でないと農業は成り立たないわけをございますので、そのへん十分考えながら執行部のほうも受け取っていただきたいと思うわけであります。

まず、町の第一の基幹産業である農業は、米価の下落や米戸別所得補償の減額、生産コストの増加などで農家の生産意欲が大きく減退しておるわけをございます。農家の経営安定を図る手段として、どこの町でもまだ実施をしていない日本全国で初めてじゃなかろうかと思ひますけれども、町単独でこういった施策をしていただきまして南関町の米の生産意欲をですね、農家に植えつけていただいてこれから先の米作をブランド化、こういったことをするによってブランド化も図られるかと思ひます。

そういった形の中で今、戸別補償が去年までは安定額が1万5,000円をございましたですね。それが今年度につきましては、減額されて7,500円というようなことですね、7,500円も減額になったということにつきましてはですね、元肥が1俵約3,000円近くするわけをございますけれども、それが2俵分も買えるというようなことをございます。

そういった中でですね、コストをいかに安くするかというようなことは肥料が半分になるわけではございせんが、町の財政を農家に還元していただいてですね、そのへんを十分施策に充当していただいて、一反でも多くつくっていただくというようなことになりはせんかと思ひわけをございます。

そして、町長がいつも言うておりますように第1次基幹産業は農業だというようなこと言うておるわけをございます。マニフェストにもうたつてあるわけをございます。そういった形で第1番目にですね、農業施策をですね、米の価格補償ではございせんけれども、そういった補助金を出していただいて、そして自分のマニフェストを実現させていただきたいと思ひわけをございます。

それと2番目をございます。指定管理に移行した施設の経営状況等を尋ねるということをございます。南関町にはふるさとセンター、うから館、指定管理者制度を取り入れまして、経営管理を任せておるわけをございますけれども、もともと本来税金で設置された公共施設をございます。利用者のサービス向上の施設管理の改善等に関する経営状況を尋ねたいと思ひわけをございます。管理を任せたとところで町から離れたわけではございせんのでそういったことをどういった形で

指導されておるのか。また経営状況がどういった形になっておるのかお尋ねしたいと思うわけでございます。

町長も1番、2番答えていただくわけでございますけれども、検討しますとか、考えますとかじゃなくてですね、こういったことはいつまでやりますと、やらないかんというようなところでですね、返事をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

あとは自席でお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、橋永議員の町単独の米戸別所得補償施策の実施についてのご質問にお答えいたします。

政府は今年度から、米政策を含む経営所得安定対策の見直しと日本型直接支払い制度を導入し、米の直接支払交付金を先ほど議員の質問の中にありましたとおり、10アール当たり7,500円に半減し、18年度産からは廃止する一方、飼料用米など非主食用米に手厚く交付する決定がなされているところでございます。しかしながら、主食用米については、本年産の作況は全国的には平年並みとなっている上、需要は少子高齢化等で年々減少して需給のバランスが崩れており、来年6月の民間在庫量は230万トンに増える見込みとなっております。

このような背景もあって米の価格も大幅下落になったものだと思います。これに加え、生産コストの増加で農家が苦勞されていることは私も承知しておるところでございます。来年度の在庫が今以上に過剰になると新聞の報道でも出ていることから今年以上の下落も考えられます。

このような中、南関米を他産地よりいかに高く売り込むのか。どうしたら差別化が図られるのかをですね、考える必要があると思います。

南関米のブランドを将来につなぐためには、JAさんを中心として米卸、消費者への販売戦略を練り、より高く売れる方策、あるいは町の特産品全般をPR販売する組織の立ち上げに対して補助金を交付することを考えていかなければならないと考えております。

次に、指定管理に移行した施設の経営状況等のふるさとセンターやうから館は指定管理者に施設の経営、管理を任せているが、本来税金で設置された公共施設であるので、利用者へのサービス向上や施設管理の改善等に関する経理状況を尋ねるとの質問についてお答えいたします。

ふるさとセンターにつきましては、平成23年度から5年間をしてい管理機関として株式会社西日本都市管理が指定管理者となって自主運営をいただいているところでございます。また、南の関うから館につきましては、本年4月から平成3

1年3月末までの5年間基本協定、年度協定に基づき株式会社グッドスタッフさんが指定管理者として運営されております。

どちらも集客のために努力され、利用者へのサービスのため自主事業としてイベント等を企画、実施されている状況にあります。また、南の関うから館では、経営状況の報告や事業計画についての協議を行う連絡会議も毎月開催される中で、利用者数の報告等も受けており、今度の年末年始の営業につきましては大晦日は17時まで、元旦は正午から19時まで、2日以降は平常どおりの営業とされるなど、条例に定める休館日の変更を申請されており、利用者の利便性を考慮されたそういった素晴らしいものになっていると思っているところでございます。

温泉利用者につきましては、10月までの1日平均で10人の減少でございます。しかしながら食堂が営業しておりますので、全体としては1日平均で74人の増加となっております。詳細につきましては担当課長がお答えいたします。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席より答弁させていただきます。

○議長（酒見 喬君） ほかに答弁はございませんか。福祉課長、いいですね。よかですね。

11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 今、お答えをいただいたわけでございますけれども、考えていかなければなりませんという意味でございましたんですが、若干述べさせていただきます。

25年度の支払い対象でございますけれども、だいたい何名ぐらいおらるっすかね、南関町で。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 平成25年度で米の直接支払交付金の対象者は431名でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） それとですね、その金額たるや、先ほど課長から聞きましたんですが1,900万という

[「1,700万、26年度です」と呼ぶ者あり]

○11番議員（橋永芳政君） 26年産が1,700万ということでございます。これがまだ農水省が審査の段階でまだ払っておらない面もあるかと思っておりますけれども、だいたいそのくらいじゃなかろうかと思っております。それでこの7,500円がそのくらいそっくりそのまま来とるわけでございますので、あと7,500円補助をするということになればこの同額程度の予算が要るわけでございますけれども、いかが

ですかね、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 10アール当たり1万5,000円が7,500円ということで合計が1,700万ということでそういった金額にはなると思います。ただその金額の問題だけではなく、これからの南関町の農業をどう持っていくかということで耕作放棄地とかそういったものが増えてきておりますので、そういった方向性、その補償をしたからといって南関町の農業が将来どうなるかっていうことを考えたときに、私はそういった戸別の補償よりも将来どういった町がお助けをしたことによって農業の振興ができるかっていうことで、そういったお金の使い道を、できればそっちのほうに方向性としては考えていきたいというふうに考えています。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 机上論じゃそういうことになるかと思いますが、実際実現するにあたりですね、これをしたからといって農家が潤うというわけじゃないという返事に私はとれたわけでございますけれども、それはそれなりにですね、農家の人たちも何らかの町の助成があればですね、考えてくれとるなということでですね、農家の人たちも意欲がわくとじゃなかろうかと思えます。

それとあわせてブランド化を図らないかんということで、これはもう私がJAに入ってから42年に入職したわけでございますけれども、それ以前から、ずっと前から米ば売らなでけん、米の販売戦略はどうするかということで、行政とJAも一体となった形でやってきたわけでございますけれども、だんだん米の消費量が減ってくる。これは高齢化に伴うこともありましようし、人口減少のあれもありましようしですね。しかしながらその中で生き抜かないかんということでございますのでですね、こういった形で何らかの補助も町単独で考えていただけんかなという思いでやとるわけでございます。

それでですね、2市4町は今、町長、市長おるわけでございますけれども、6人のトップがおるわけでございますけれども、その中でですね、こういった話はできんものかと思えます。というのはですね、横島とか岱明と、ああいった干拓のほうじゃ麦がつくってよかわけですね、大豆がつくってよかわけです。このへんで麦とか大豆ばつくろうとしたっちゃ機械買うたりなんかしよっと、そして区画整備もあっとらんけんですね、できんわけですよ、しよでしたっちゃ。しかし、向こうのほうは大型コンバインを入れてされるわけでございます。20町も30町もつくっとらる人もおります、向こうはですね。というのは米じゃなく、麦、大豆、もう所得が安定しとるわけですね。というのは補助金がそちらのほうにバーンと来るわけです。種をまけばどしこ、そして収穫しても品物が悪かったっちゃそれに対して補助

金をくれます。ですから計算ができるわけです。向こうのほうは米じゃなくて麦とか大豆とかですね、ほかのものをつくっていただいて、山手におきましてはですね、おいしい米ができとるわけでございますので、それを行政間を通じながら話し合いながらですね、そういった施策はできんものかと思うわけです。どがんでしょか、やっぱりそういった市長、町長あたりが寄って、有明広域で寄られるかと思いますが、そういった中において町長提案ばしてみたらどがんですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今のは米の戸別補償の提案をとということ。

○11番議員（橋永芳政君） なんの、なんの、全体的なことたい。

○町長（佐藤安彦君） 違いますね、全体的なことですね。やはり2市4町でですね、それぞれの特色ある農業が行われておりまして、やはり中山間地である私たちの南関町においてはどうしても特殊作物の栽培というのが遅れているような状況でございます。

しかしながら今日の冒頭の挨拶で申し上げましたとおり、やはり南関町に一番合う作物は何かっていうことで、これからそういったものもしっかりと探していかなければやっぱり米に頼るってということじゃいけませんので、米はつくりますけどもそれ以外のものもやっぱりそういった中心になる作物を開拓していくっていうことが必要でありますので、やはりよその市町村とお話はもちろんできると思いますが、そういった中でやっぱり南関町に一番あったものを探していく。そしてそういった販路も合わせてその中で探していくってことは必要になってくると思います。

それと今、橋永議員の質問の中に米のお話がありましたけれども、やはり私が今考えておりますのは、南関町のどこの地域の米はおいしい、どこの米はどうだっていうことじゃなく、やはり南関町の一つのブランド化っていうのはこれはもう今までできなかったことでしょうけども、これに私は特に力を入れていきたいと思っております。やはりそれぞれの地域の米だけではなく、南関町の米全体を混ぜるといってブレンドして、そして本当の意味での南関米。名前は今から付けることになるでしょうが、そういった米、素晴らしい米をつくり上げる。そしてどこに出しても南関米だっていうことでそういったものを販路を広げる。私は今までもお話しておりますけれども、そういったものが出来上がったならばやはり町のアンテナショップ、そういったものもつくる、そして町内にはたくさんの誘致企業もございます。何十社かありましてその本社は何万人という従業員がおられますので、そういった企業の中にも売り込んでいく、そういった新しい展開をやっていきたいなとそういったのを考えております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 企業に売り込むというようなことをございますけれども、それも一つの策としていいわけをございますけれども、この前の東京の銀座の熊本県のアンテナショップ銀座館でやったわけをございますけれども、私も議長と一緒に応援をさせていただいたわけをございますけれども、米につきましてはどうももう一步取り付きが、お客さんがですねっていうのはですね、やはり東北とか魚沼産のコシヒカリとかいろいろブランド品が出とる中で、南関の米はそれ以上においしいわけをございますけれども、まだ名が売れとらんということでございますけれども、あれを1キロ袋、2キロ袋、300グラムかあれは、手渡しでやりよったですね。米が売れたと・・・けん、町で買い上げてそれば記念品にしてやらしただけん売れたごとなつとるばつてんが、実際米ばさげて来らす人はあんまりおらんやつたですもんね。そういうことですね、やっぱりインターネット販売とか町長は言いよったですけども、そのへんもちよつとまだ流通しとらん。しかし、南関町の米ば全部寄せてブレンドしておいしくな地域も一緒にするなら、また味が落ちていろいろあつとやなかつかなとも、そう思います。おいしい米をつくっていただいてですね、おいしい米ができる場所はしっかり念入れてつくっていただいて、ある程度ちよつと品質が落ちるなというような、味が落ちるなというようなところはまた別の品物をつくっていくような施策をしたほうがよかじやなかるうかなと思います。

それですね、これから先の後継者に向けて発信するのは、そういった形は私が言わんとするところ、その人たちの生産意欲を増すことにはそういった戸別補償の半額をですね、国に準じた形でやれば来年度から今度は減反がなくなるですね。知つとんなつてしょ、減反がなくなるっていうことはですね、今度はまだ田ん中があるっていうことですよ。減反をしてもろて初めてこれだけの補助金をやりますよっていうようなことでやつてる。ですからそれを解消するためにはですね、よかですか。補助金を出してある程度農家をまとめて、そして集団化して地域営農集団をつくってですね、そして耕作放棄地がないような形、荒れないように施策をもってしていかなければこれから先の南関町の農業は廃れると思うとですよ。

それで農協がアンケートばとつとります。地域営農ビジョンの策定に向けたアンケートっていうことでJAもこういった地域ビジョンのを策定せないかんというようなことで今、やっております。今、農協改革が叫ばれとる中でですね、農協も一生懸命やとるわけをございますけれども、その中におきましてアンケートを553名に南関町では配っております。その中で90%、497回答があつております。それでまず年齢ですね、年齢を見ますと80歳以上がですね、13%おる。そうすると70歳から79歳、28%ですよ。それと60から69歳、28%ですね。

そうすると50歳から59歳までが22%、こがしこ合わせると何%なるですか、90%ぐらいなりはせんですか。

[「90超えてます」と呼ぶ者あり]

○11番議員（橋永芳政君） でしょ。50歳以上がそがんおられて百姓ばしよんなるわけです。

そうするとですね、40歳以下の人たちがすれば49歳以下が8%、それと39歳以下が1%ですよ。合わせると9%です。こういう人たちに今度は農業ば委ねなんわけですよ。だけん営農集団ばつくってですね、そして耕作放棄地がないような形で貸し手、借り手、貸し手が出てくるなら借り手があると。そうするとチャラになるわけでございますけれども、貸し手が多くて借り手がないというのが現状でございます。というのは、やはり農地があっちこっちとんで、小面積で1町、2町つくってっていってもですよ、そこに30枚も40枚も20枚も、いうのが現状ですよ。そこを南関町が農地集積をして、ここはどこの営農集団、ここはこの営農集団ということをつくっていて、そして南関町の財産ば守ってもらわなん。個人の財産でもありながら町の財産でございますので、そういった形ですのには一つの例を挙げれば米が一番早かつじゃなかろうかと思って言ったわけですが、質問をしたわけですが。

ほかに農家には補助金もやっております、出してあります。いろんな形で出してあります。暗渠をされても暗渠に対してはどれだけですと。上限が7万円ぐらい、それと農機具は買われてそれには30%の補助を出すとか、車を買われた人にはそれもですね、車とか農機具とか買われた人たちは認定農家に限られとるわけですよ、町から単独で補助ばやらつとは。認定農家の方々は、認定農家にするためには年齢的には制限はなかっていうたっちゃ、もう認定農家っていいなつたっちゃですね、わあって思うごたる人も認定農家にしてもろうとつです。ありがたいこつですよ。しかし、そういうことを考えるにおいてですね、もう先ほど年齢別言いましたけれどもそういった方でいろいろおごらるるかもしれんですけども、耕作されるにしてもあと数年じゃなかろうかと思えますですね。そういったことを考えるには、先ほど何べんも申しますようにそういったことで少しでも残すためには、そういう施策をせないかんというふうなことでございます。

あとこれが続くのが経済課長、何年かな、7,500円が続くとは。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 2018年には7,500円もなくなる予定となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 今が26年だけんと1回で終わりか。

[「いえ、今2014年です」と呼ぶ者あり]

○11番議員（橋永芳政君） ああ、2,000ね、ごめんごめん。3年か、そんなら。あと3年で終わりっていうことかな。その3年間でもよございますから、国の施策に準じた形で減反があるなら減反も撤廃になるわけでございますけれども、ある程度町でどのくらいかつくって、そしてしてもいいわけでございますけれども、1,700万はちょっと辛抱すれば1,700万ぐらい浮くとじゃなかでしょうかね。総務課長どがんですか、財政面では。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今のお話でございますが、なかなか財政的にも厳しい状況でございますので、国の施策というところで今回のところはというふうと考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） こればですね、山郷ば出してもろうとるですね。本田議員が委員長でしっかりよかとばつくってもろて、今年度は表彰ば受けます。おめでとうございます。そういうことですね、これを見てもみますとここに太々と、町の財政を黒字と赤字で表現ばしてあるわけです。これは悪いんじゃないですかよ、これは噛み砕いた、町民の方々が分かりやすいようにしてあるわけでございます。ここに1億2,000万ばかりの黒字が出るとということ。この中には繰越明許費とか何とかいろいろあるかと思えますけれども、実際の余裕金はどのくらいですか、総務課長。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 純繰越金といたしましては1億ぐらいだったと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 純繰越で繰越明許費を外した残りが1億円ぐらいというようにございまして、1億円の中です、20%、2割でございましてから農家に還元をしていただけないでしょうか。約2割なかと思えます。今1,700万だけですね、17%っていうことですか、1億円からするなら。それだけの余裕金があるならですよ、1,700万ぐらい助成ばしてもろたっちゃよかじゃないですか。これだけ頑張っていたいとる農家にですよ、先ほど申しましてちょっと舌足らずでございましたんですが、認定農家の方々は認定農家で補助はされよりもすけれども、それに該当しない人たちは表現の悪かかもしれんばってんが、恩恵は被つとらんということですよ。今、農家の方がこの制度をそのまますれば、3反以上つくっておられる方に安定の補助が7,500円の補助があるわけござ

いますけども、3反以上つくって2反に対して1反は自分の保有米として10アールはとって、あと20アールはそれに該当するというようなことです。間違いなかですね、経済課長。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） はい、そのとおりでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） ということでございますので、三反百姓の方々もそういうことでこれが実施されれば恩恵を被るわけでございます。平等性があるわけです、平等性が。認定農家は認定農家でしてもらわないかん。しかしそれから外れた人たちは、今度は認定農家も外れた方も一緒になって恩恵を被るということでございます。そして、坂下に建設しております産業廃棄物最終処分場、迷惑施設でございます。それができたおかげで町には幾らきよっですかね。建設費とほかんとは別に、地域振興資金っていうのがきよっでしょ。それは幾らですか、総務課長。

○議長（酒見 喬君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 地域振興対策の費用として県のほうから6億円ということで聞いておまして、実際に平成25年度で2億円、今年度で1億円の交付を受けております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） そういったことですね、今お聞きになったような金額も来よるわけでございます。それからその一部を農家の方々みんなに還元をしたらどがんですか。どがんでしょうかね、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 橋永議員がですね、やはりすべての農家の皆さんが苦しんでおられると、そういったことを言われる。非常に私も理解しております。ただですね、先ほども答弁いたしましたとおり、南関町の農業の将来を見たときにどういった方向を示していくかっていうことはですね、やっぱりこの町の農業をどういった作物をつくったり、そういった今から進めていくかっていうのはですね、やはりほかの市町村との競争等そういったものも出てくるかもしれませんが、やっぱり競争や成長に意欲を示していただくような担い手、やっぱり農地も集約、そしてそういった耕作にも効率が上がって収益性も高くなる、そういった競争。そして成長に意欲を持っていただくような担い手をつくるっていうことが必要でありまして、やはりそのために町の将来を考えてそういったお金は使わせていただければと思っております。

そして一つだけですね、これは今の情報ですけれども、恐らく議員もご存じだと

思いますけども、やはり政治家というのは変わるものでありまして、衆議院選の前になりますとですね、野党の皆さん、民主党とか、これは恐らく生活の党、社民党の方々もですね、各党がこの農業の戸別所得の補償制度の法制化を公約に盛り込んでおります。それにあわせて自民党も18年で廃止するというところで進めておりましたけれども、15年度の減反に協力した都道府県への交付金を拡充する方針を、これはですね、もう示しております。そういったことでやはり全国的にそういった動きがあるってということで苦しんでおられることもご存じですね、政府自体もそういったことで考えておられますので、やはり政府がやるべきこと、全国でやるべきことはそういったこと。そして私たちは自分たちの町の農業で将来を考えてどういったお金を使うかということでですね、それは幅広い農家の皆さんに広がるようなお金の使い道を、別の道でもやっぱり考えて私はいくべきだと思っています。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 政府がするのは政府でございますので、私は政府にしろと言いよっとじゃなかつたですよ。町に考えたらどうかと、即できるじゃなかつたか。そして政府がそういった形でしたら町も考えたっちゃよかじゃなかつたか。続けるかやめるかですね。今のことば話よっとですよ、もう生産費も払わななとですよ。米1俵で生産費が幾らかかるか、誰か答えて、経済課長。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 全国平均でいきますと1万6,000余りだったかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） はい、全くそのとおりです。1万5,000円ちょっとかかるわけです。そうすると、今1俵に対して7,500円補助ばせろっていうわけじゃなかつた。10アールです。1万円にしてもですよ、8俵とれて五八、四十の八十八の13万ぐらいしかなかわけです。それが1万5,000円も1俵当たりかけてつくって売れるのは1万円以内ぐらいということです。どしこかJAも後で返しますので今、来られよる方が南関の米は評判のよおございますけんが、1万7,000円ぐらいで売られる方もおると思います。これは不正規流通ですから、不正規流通も正規流通も変わらなすからね。そういうことでございますので、しかしながらですね、大きく作っておられる方、小さくつくっておられる方に対して平等にするのはそれが一番よかつたじゃなかつたかと思えます。

だいたい1万五、六千円ぐらいっていう生産はですね、だいたい日本で統計取ると、農家一人当たり、1件当たり1町ごとにつくつとる方は平均で米が1万、五、六千円ぐらいかかるわけです。30町、40町つくつとる方はもっとさがつとる。

しかしそがんとはこのへんにはおらんです。おられません。ですからそういう生産コストがかかる中でいくらかでも町長、手助けをしていただけないでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 質問っていうかですね、今言われてる趣旨は十分、分かっておるつもりでございます。しかしながらですね、何度も申し上げますとおり、現在も大事ですが、やはり私は南関のこれからの農業をどうするか、そういったことに農家の皆さんもご理解いただきながらそちらのほうにお金を使う。同じお金を使うならそういった形の中で将来に向けて使うような農業の確立をぜひさせていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 先ほどから申しますようにですね、絵にかいた餅じゃいかんわけです。即してもらわんと切羽詰まっとです。今度の12月でいろいろ払わなん人も出てくるわけですよ。肥料代、農薬代、それには賃貸料も払わなん。そがんと人たちが年度内に払わないかんわけですよ。それは町長が言うのは絵にかいた餅で5年後か10年後か、20年後か、なるか分からんわけでしょうが。それが確約でくっですか、そんなら。1年なら1年、2年なら2年、町長が言うとは。ブランド化ならブランド化ばすると。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 1年、2年とそういったいつまでのっていう期間はやはりそれぞれの今から組織化、そういった中で進めるっていうことではっきり確約はできないかもしれません。しかしながらやっぱり将来を考えたときにはですね、そういった方向性っていうのは私は間違っていないと思いますので、そういった方向で進めさせていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 質問の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の番でしたので、これを続行してください。

11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） さっきから押し問答のようなことになっておりますけれども、やはり私も口に出した以上はある程度の答えをもらわんと安心されんわけでございますけれども、あんまり言うても無理というようなことは思うとんなるか

もしれんばってんが、そこを何とかですね。無理じゃなかけんがお願いばしよるわけですから、百姓ばしたことのなか者はそがんことば言うと。百姓していっぱいしとる者なですね、自分が汗水たらしてこの夏の炎天下に草切って、草刈機も年寄りになってくつと燃料タンクいっぱいからいきらんとですよ。そがんしてつくってきて、さきほどアンケートば言うたじゃなかですか。50歳、60歳以上の人が80%も90%もおらすと。そがん人たちがしよらすわけですよ。どがんですか、そういう思えば、熱い思えばわしは言うわけですよ。

今年度は無理にしてもですね、来年度の当初予算に組み込むとか何とか、ちらっとちょっと言うてんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 橋永議員の熱い思いは十分理解しとるつもりでございます。

何回もお答えしますが、やはり絵にかいた餅と言われても仕方ありませんけれども、やはり私は将来の農地集積、そして効率ある農業、そして収益性がある農業ってということで、そういった農地を集積してそしてやっぱり担い手がしっかりした農業ができるような方向性っていうのは築き上げていかなければなりません。そういうためにお金も使わせていただきたいと思えますし、先ほど少し提案に近いようなこととお話されましたけども、やっぱり2市4町とかですね、熊本県の町村会とかそういったところでまとまった考え方の中でそういった国にやはり今回の交付金の拡充というか、そういったものについての要望とかそういったことの動きは十分可能だと思います。私はそういったことはまず2市4町の首長たちにもそういった話はしていいと思えますけども、ただ町でそれをついていうことじゃなくてですね、やはり国がこういった農業施策を考えているということで国にしかける訳じゃありませんけれども、国がすべきこと、町がすべきことをやはり私は町の特色ある農業、そして将来が見えるような農業についてということで考えていかせていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） やはり他力本願でいくということですね。南関町は他力本願でやるということですかたいね。国とか県とか言う前にですよ、自力本願でやってそして他力に移つとがよかつじゃなかでしょうか。どうですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 自力でやるべきところ、他力でやるべきところ、そこへんはやっぱりしっかりと考えていかなければいけないと思えますし、どの部分に自力で力を入れるのかっていうのを私は考えていきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） どの部分というのですが、どの部分に力を入れなっ
すか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 冒頭のお話しの中でも申し上げましたけれども、やはりこれ
からの南関町が米に頼ってきたところもありますので、南関町にどういった作物を
つくるべきなのか。そしてどういった販路をつくるべきなのかっていうことで、そ
ういった組織づくりをですね、もうすでに打ち合わせに入っておりますのでそうい
ったものを進める中で、皆さま方いろんな農業だけに限らず、商工業の皆さま、い
ろんな方のご意見も含めながら南関町の特色を生かした農産物の販売も含めてです
ね、それは作物の種類もです。そういったことに力を入れていきたいと考えており
ます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 町長だけん全般ば考えなんということは分かります。
しかし、先ほどから言うごつ、目先のことばまず考えていただいてせんと、農家の
人たちは落胆しなはるですよ。言うのが易かじゃなかかということと言われるかも
しれんばってんがですよ、切羽詰まるとるけんが私は言うわけです。そうでしょ、
もう耕作者の年齢っていうのはもううんといっとるわけですよ。ですからお願いし
よるわけです。町長が任期の間、あと3年2カ月ばかりあつとですが、その間にブ
ランド化して集積して農家が潤うようなことばされる自信はあつですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私の任期中っていうことですがけれども、その任期中に確実に
確約っていうのはなかなかできないかもしれません。しかし、そういった私自身が
することだけではなく、そういった組織をつくって、組織の皆さんがそういった町
の方向性をどういった形で示そうかということが動きができるならば、そういった
考えは継続していくということであればそれが今回の任期中だけではなくても生き
てくるものじゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 目先のことをまず考えていただいて、そして将来を考
えていただくというのが普通じゃなかろうかと思うとですけどね。将来ば考えるけ
ん、今はどがんでんよかつよというようなこっじゃなかろうばってんがですよ、極
端な表現ばすればそがんじゃなかつでしようか。全然考えんですか、検討もせんで
すか、どがんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今回の戸別保障については考えにくいと思います。しかし、

そのほかのやはり農家の皆さんを救えるような方法があるとするならば、そういったこと、別の将来につながるようなことであればしっかりと考えていきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 救えるようなビジョンが持ってもらえるわけですね。対策があるわけですね、案が。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） それは先ほど申しましたように、これから協議会も立ち上げていろいろな作物、そして販路等も考えていきますけれども、そういったものの中で生かしていきたいというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 経済課長、そういう形で町長命で何か受けとるかい。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 南関産の米、野菜、その他もろもろ特産品についてですね、これから組織を立ち上げて農家もろもろ、住民の皆さん含めたところで組織を立ち上げて南関を売り出していこうという話は伺っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） しっかりよか組織ばつくってもろてですね、これから先の南関町の農業の将来を担うような施策をつくってもらわないかと思っております。しかしながらですよ、それは将来でしょうが。これは全然考えんて判断してよかですね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 何度も申し上げますが、今のところそれはもう考えておりません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 了解しました。もう考えとらんということをはっきりしてもらいましたけんが、今農家の人たちも来とんなはるけんですね。どがん感じておられたか。ばか橋永が言いよつとはとうとう通らんじゃったたいと。通る、通らんな別としてですよ、町長が農家に対しての思い、今の思い、後からの思い、いろいろあると思えますが今の思いがはっきりしたというようなことですね。はい、了解しました。

では、うから館とふるさとセンターにいきます。

ふるさとセンターは今、補助金は幾らやろうかな。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

- 経済課長（西田裕幸君） 指定管理料として年間300万でございます。
- 議長（酒見 喬君） 11番議員。
- 11番議員（橋永芳政君） そんならうから館は。
- 議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（大木義隆君） 指定管理料といたしまして1,450万円を支払うことといたしております。
- 議長（酒見 喬君） 11番議員。
- 11番議員（橋永芳政君） 700万と2,450万か、1,450万。
[「ふるさとセンターは300万」と呼ぶ者あり]
- 11番議員（橋永芳政君） 300万の中で大分払わなんとかあつとや、決まっとつと。そん補助金の中ですよ、指定料ほかに町の費用でそれに関することば払うとはなかですか。うから館にしたっちゃ、ふるさとセンターにしてもですよ。
- 議長（酒見 喬君） 経済課長。
- 経済課長（西田裕幸君） 町で支払っている分は建物の保険料、それから修繕費として30万円を超える分については町のほうで支払いを行っております。
- 議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（大木義隆君） うから館におきましても同様に、借地料、それから保険料等についてはお支払いをしております。それからまた修繕費等につきましても30万円を超える分については負担をするという取り決めになっております。
- 議長（酒見 喬君） 11番議員。
- 11番議員（橋永芳政君） 今、借地料が出たっですけれども、借地料はうから館は幾ら払うとかな。
- 議長（酒見 喬君） 福祉課長。
- 福祉課長（北原宏春君） 昨年まで福祉課のほうで持っておりましたので25年度の実績でよろしければ、
[「はい、よかですよ」と呼ぶ者あり]
- 福祉課長（北原宏春君） 25年度の借地料が87万4,338円ということになっております。
- 議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（大木義隆君） 回答が遅くなって申し訳ございません。26年度も同額を予算化いたしております。
- 議長（酒見 喬君） 11番議員。
- 11番議員（橋永芳政君） 建物と駐車場、あそこの敷地は借地と町の財産とでどのくらいの比率があるわけかな。3分の2か3分の1かが借地とか、3分の2が所

有財産とか、わからん。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 今、資料を持ち合わせてございませんので申し訳ございません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 借地料ば払うわけですよ。借地料は払いよつとに他人の財産があそこに建つとることになっておりますが、借地料もらわりますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 今、お尋ねの件につきましては、バイオマスのボイラーのことかどうかということをお尋ねはできないんですよ。

[「だいたい分かつと」と呼ぶ者あり]

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 今、バイオマスボイラーが町のうから館の駐車場に建設をなされております。それにつきましては、平成25年度以前も行政財産使用料についてはいただいている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） そうですね、今までもらっておらないということであれば、前の指定管理者が付けておりますね。今回の指定管理者が付けておるわけですか。指定管理者の持ち物ですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 設置者は以前の指定管理者の設置でございます。今も変わっておりません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 指定管理者が変わるときに、あの建物ば建てる時に指定管理者が変わればどうするかと、変わったときにはどうしますかというようなことで全員協議会で、その前の14期かのときに話をしておりますよ、使わなくなつたらすぐ解体しますよということでしたですね。でしょ、副町長。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（本山一男君） バイオマス設置のときには私はまだ副町長になっておりませんので、議会の協議の内容は分かっておりません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 書類的には何か残っておりますか。前福祉課長でもよか、まちづくりでもよかばつてん、覚書か何かあつとだろ。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 書類としましては、施設の設置許可証というものが存在しております。23年に提出、こちらから交付をいたしております、おっしゃるとおり、許可条件といたしまして指定期間の満了または指定が取り消された場合は町が継続設置を許可した場合を除き、原則として指定管理者負担により当施設は撤去することというふうなことが許可条件に付されておるところです。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 町が許可したらいいという覚書が交わされとるわけですか。そんなら許可した書類はあつてですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 今回の指定管理候補でございまして、今現在指定管理をなさっておりますグッドスタッフとの協議の中で、バイオマス施設については使用する方向でということで検討をなされておることから、いまだそのままとということで、まだ許可証等は今のところは出していない状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 今、グッドスタッフが今年の何月からかね。

[「4月からです」と呼ぶ者あり]

○11番議員（橋永芳政君） 4月からかね、そんなら町でしとったわけたいな。町がしとったですたいね。だけんそんなときに覚書は交わしとかないかんとじゃなかつかな、どがんですか。私たちが税金でん滞納したならすぐ利息催促状の来たなら督促に対して200円か300円か500円か、いろいろ払わなんですよ。そういう覚書がある中でもう変われば撤去しますと。そして町が許可した場合はよございましてということで覚書をしとるなら、即変わった時点で許可をしとかんとおかしかならなかでしょうか。誰もがそがん思うですよ。借金ばしとるなら14.5の延滞の付くでしょ、利息の。約定利息の何倍でん付くですよ。しかし私の財産じゃなかけん、私は職員だけん、私は町長だけん、そういうおざなりの考え方ではいかんと思います。ぴしゃつとした一線を引いとかんとだらだらしていかんと思うとですよ。なあなあ主義じゃいかんと思うとですよ。町長そがんでしょ。どがん善処しますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 以前からの流れでそういった形になつとるってということで非常に申し訳ないと思いますけれども、現在ですね、以前の指定管理者が設置したものがそのまま残つとって、新しい指定管理者も使っていないと。しかしながらその新しい指定管理者が経営安定のためにそれを使いたいという希望は持っておられとって今交渉中だということは伺っています。ただし、もう以前の指定管理者が使っ

ていないその設置したということであればですね、やっぱりそれはそういった使用権、その借地料あたりは当然支払うべきであって、そういったものは支払っていただくべきでありますので、そういったことの手続きはちょっと協議しながら進めたいと思います。

そして新しい指定管理者がそれをバイオマスを使わないということであれば、過去の申し合わせっていうかそういったものがありますので、撤去も含めて協議していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 町長が言いなはるごったい、そがんです。みんながやっぱり言わんばかりです。こがん好かれんことは言わんほうがよかごたる、ばかが言うことやけんですね。しかしながら町民はそういう目で見よるわけですよ。そがんでしょ、町長あたりが変わったら特にそがんと思います。いろんな行動、町長の背中ば見よる者がおるわけです。そういうことのないようぴしゃっと今年度中、来年の4月1日はぴしゃっとした形で4月の全員協議会の折にはこういった文書を作りましたということで報告をしてください。よございますか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） きちっとした手続きができるようにします。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 今まで、あと17分あつとですが、もうこれでやめたいと思いますけれども、町長、にこつとせんでよかですよ、やめますけんですね。

まとめっていうとおかしかったすばってんが、米戸別所得補償の安定対策は行わないということを町長がはっきり言明されました。そしてそれにかわる施策を国から、県から持ってきて今以上に充実を図るといような言明をされましたですね。間違いなかですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 国・県からそういった事業を持ってきて今まで以上のっていうことじゃなくて、私はやはり国がやるべきそういったことに対しては2市4町の首長あるいは県内の市町村長あたりでも国にお願いするようそういった動きはしたいっていうふうに考えております。それを持ってくるというそういった確約までは恐らく国がやることですので、そういったしっかりとしたお願いはやりますけど、そういった確約はできないと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 言葉足らんやった、ごめん。国の施策がそういう方向に、県の施策がそういう方向に進んだらいち早く手を挙げて農水省あたりにも出向

いて、こういうことをやりますということでしょ。施策が決まったら、そがんでしょ、違いますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町の施策ってということだと思いますけども、やはりですね、町がどういった方向に進むべきかというそういった施策をはっきり確立して、私はそういったものは地域創生の中でも国に訴えて補助金をいただけるものはいただいて、そういった事業を推進していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 意味の通じらんとぼってんが、私が言うとはですね、国がこういうこと、ああいうことをやりますということが決まったら南関町もいち早く手を挙げて、申請を行います。トップセールスを行いますと言わんやっただけに分からんやっただけでしょうね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） そういった動きにはほかの市町村に負けないようなスピード感を持ってやりたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 指定管理者におきましてもですね、ふるさとセンターは来年度ぐらいでいっぱいじゃなかっただろうかね。一生懸命西日本都市管理でも頑張っておられます。経営内容としてはどうかな課長。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 売り上げも前年を下回ることはなく、今までは大丈夫です。それから研修室とかそのへんの利用人数についても24年度から25年度のほうが倍増している状況であります。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） そういうことでこのふるさとセンターについては私の郷土でございます賢木でございますので、あそこは賢木の起点としてですね、頑張ってらわないかんと思っております。行政でいろいろ催し物したり、イベントをしたりいろいろ弁当も売りよらすけん、明日ぐらいはあそこの弁当ば配つとやろ、事務局長。そがんで回し回して利用ばして、そして私どもいろんな部落の催し物があったときはあそこが指定管理者で町から委託しとりますから、そこが一つでも栄えると、引き上げてもらおうと困りますのでどうぞ、弁当をとっていただけんでしょうかと。都合のいいならとっていただけんでしょうかと。初会の折、何の折、いろんな集会のときは私も言っております。そういうことでですね、議員の皆さんも公の施設と考えていただいてそこば一つでも潤うように。

それと、うから館でございますが、うから館にはわしもまだ会員にはなっとらんとですよ。会員になろうごたつとばってんですね、金持たんもんだけん、そらいかんこつばってんですね。町職員、議員でも盛り上げるためにはそういうことも考えたがよかつじゃなからうかと思ひます。

そういうことで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） これで11番議員の一般質問は終了しました。

続いて9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（山口純子君） こんにちは。9番議員の山口です。ただいまから一般質問を行います。

私は今回ですね、女性問題や女性の生きやすい社会を目指すための質問をいたします。

まず、今町で進められております男女共同参画推進会議についてでございますけど、課題解決やよりよい社会形成のために出た意見を十分住民に啓発してほしいと思ひます。そして家庭の中でも家事や育児の分担など男性と共に考えてほしいと思ひっております。ぜひ実のある委員会の意見を住民に周知してほしいと思ひっております。

それに伴い、昔からある男尊女卑思想や考え方が女性の生き方に支障があると思ひますので、その考え方ですけど、女性の生き方のこの件は教育長にお願いいたしたいと思ひますし、町民に啓発の経過や今後の展開をお聞きしたいと思ひます。

まず、質問といたしまして、男女共同参画社会の推進と課題についてでございますけど、一つ目としまして、現在男女共同参画推進会議が進められておりますが、どのように成果や課題を集約されておりますか。町長と総務課長にお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、社会環境の変化に伴い、共働きの家庭が若い世代を中心に増加しておりますが、まだまだ家事育児等が女性に負担増になっております。啓発活動も含め、対策は検討されておりますか。町長、教育長にお尋ねいたします。

あとは自席にて行わせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番、山口議員の男女共同参画社会の推進と課題についての、まず1点目の現在男女共同参画推進会議が進められているが、どのように成果や課題を集約されているかのご質問にお答えいたします。

南関町では、男女が共に尊重し合い支え合う社会の実現を計画の目標に、平成22年から26年までの5年間を計画期間とした南関町男女共同参画計画を策定しました。これは南関町男女共同参画懇話会の委員さんを中心に町民の方の意識調査の報告書をもとに作成したものであります。基本の理念としましては、一つ目に男女

共同参画意識の啓発。二つ目に男女の人権の尊重。三つ目にパートナーシップによる共同の推進。四つ目に社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進を掲げております。

第1期の計画が今年度までとなっていることから、男女共同参画社会推進会議委員と男女共同参画社会懇話会委員の皆さまとで合同推進会議を開催し、この5年間のとりまとめを行い、推進していく上での課題、問題点を洗い出しまして、次の第2次計画の策定に生かすこととしております。

第2次推進計画では男女の問題を広く認識すること、そしてより身近な問題に取り組むことを目標としているところでございます。

次に、社会環境の変化に伴い、共働きの家庭が若い世代を中心に増加しているが、まだまだ家事育児等が女性に負担増になっていると。啓発活動にもそういったものも含めて対策は検討されているかのご質問にお答えいたします。

南関町もこれまで男女共同参画基本法を踏まえて、男女共同参画社会の実現のために検討会議を重ねてきておりまして、山口議員もメンバーの一員としてご尽力いただいておりますことに対しまして改めて敬意を表させていただきます。

ところで基本法ができてやがて10年経過していますが、若い世代においてはかなり男女共同参画の意識も前進してきているものの、やはり長い歴史の中で男女の役割意識が根付いていたために、高齢者になるほど男性は外で仕事、女性は家庭といった旧態依然とした意識が強く、いまだに男性が台所に立つことに抵抗を感じたり、女性が職場に進出しているにもかかわらず、日々の家事や子育ては女性の役割という感覚が残っていることも否めません。

町では広報の中で人権啓発、もっと幸せを求めてというコーナーの中で毎月掲載し、町民の皆さまに啓発活動として男女共同参画の意識を高めていただきたいと連載を続けているところでございます。今後も女性と男性がお互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画のまちづくりの実現のために啓発を続けていきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、教育長及び担当課長が答弁いたします。

以上、お答えいたしましてこの後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 9番、山口議員の男女共同参画社会の充実を図るための啓発活動を中心にお答えさせていただきます。

今、町長からも述べていただきましたように、基本法を受けまして南関町でも男

女共同参画計画が推進されてきているところですが、ネット上にもこうやって参画計画はアップされているところですが、平成22年7月に計画が町では策定されておりまして、ご承知のことかと思えます。

実は、平成22年ですから4年間経過したところではありますけれども、それこそ歴史の上でつくられてしまってきた男性優位社会ですね、というのはそれこそ我が国ばかりじゃなくて国際的な歴史の中でもそのような意識がしっかりと根付いておりまして、それをいかに克服するかということが重要なことかともいいます。

実は今年度になって東京都議会でしたね、議員さんが女性に対する発言が元で結果的には頭を下げて謝罪をするというようなことも発生しているわけで、いまだにいわゆる社会的リーダーであるべき人でさえもその意識は非常に厳しいという現実があるかと思えます。

実は内閣府が意識調査をしたものを見てみますと、本当にその意識の中でいまだになかなか変わらないという年齢別の実態が出ているわけですが、家庭生活のみならず職場であるいは学校で、そして公共の場の中で、また一般社会の中でということでの意識の実態が述べられておりまして、一番今意識改革が図られているのは実は学校教育の現場でした。学校教育の場では男女の差を感じるかという問いに対して、やがて5割近い答えはですね、特に男女の意識の差を持っていないというアンケート結果が出ております。それに対して60歳以上、我々から上の年代というのは先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、どうしても男女の役割分担意識という男は外で仕事、女性は家事育児という意識がいまだに根強いために、先ほどの答弁にあったように女性も職場に出ながらしかし、家庭に帰ったらやっぱり男は家事育児はしないということで、結局女性負担が多くなっていることによって最近の若い夫婦の家庭の中でよく起きます幼児虐待事件ですね。これも男女共同参画が本当にまだ根付いていないための一つの社会的事象というふうなことになるのではないかと。「お前がちゃんと見とかんけんた」という母親に対する家庭での、仕事疲れで帰ってどうしても子どもに目を向けられない、時間を制限されている母親に家事から育児までおんぶしている男の意識ですね。その部分が若い者には変革が見えていると言いながらもまだ今日、なおそういう意識を見ることができるわけです。

実は学校教育ではどのように変わってきたかと言いますと、一番はっきりしているのは、前は男性は中学校になりますと職業科という教科がありました。家庭科は女性の教科と、男女いわゆる役割意識を植え付けるような教科でしたけども、今日では小学校から中学校まであわせてですね、家庭科も男性も勉強せいかんということで技術家庭科という一つの科目に変わってですね、そして男の生徒も家事育児

の勉強も一緒にやるというようなことが教科の中で位置付けられたことによって男女共同参画の意識改革が学校教育の場では行われるようになってきているわけです。それを経験していないのが我々の年代なわけですね、そういうやっぱり教育の力によってこの啓発というのは変えていかなければならないと思いますし、そのことをまた先輩である皆さん方も意識を改革するための一つのポイントとして、今学校はそうやって教えられてるんだということを理解いただくことによって、世の中の意識が少しでも改善されていくという方向性を見ていくことが大事ななというふうに思うわけです。

そういう意味で人権教育という中で子どもの人権だとか女性の人権だとか、いろんな人権の課題がありますけれども、その課題を町の広報にも、あるいは人権のいろんなイベントの中でも取り上げて、今後も取り扱っていかねばらぬと思っているところです。

以上、お答えしまして、あとの質問は自席から述べさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 先ほど山口議員のほうからの質問で、成果や課題を集約しているのかという質問についてお答えをいたしたいと思えます。

町では南関町男女共同参画計画を策定しております。先ほど町長が申し上げましたとおり、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間といたしまして、計画に基づいて実行しております。今年の6月に男女共同参画社会推進会議におきまして、今の計画の総括と今後の課題について協議をいたしております。また、現計画の進捗状況調査も併せていたしております。

男女共同参画懇話会というのもございます。これは議員さんが活躍をしていただいているところですが、これも並行いたしまして10月に男女共同参画社会推進会議と併せて合同の推進会議を実施しております。その中で、計画の総括と今後の課題について協議を行っていただいたところでございます。

進捗状況調査の中では、やっぱり実施できていないとかそういうところもございましたが、継続的な取り組みが必要である、またさらなる周知の徹底が必要であるというような声を聞いておりますので、十分に検証したいというふうに考えているところです。

今後につきましては、成果や課題点のとりまとめを行いまして、その後住民の方々に、先ほどの教育長の話とも重なりますが、住民の方々に公表していくこととしたいというふうに考えております。

また、先に役場職員を対象にいたしましてアンケート調査を行いました。課題、問題点につきましての解決を今度の着眼点に置いた第2次の南関町男女共同参画計

画を策定したい。そして平成27年度から使いますが、その27年度からは男女が共に協力し合い、高めあう住みよい南関町のまちづくりのために男女共同参画社会の実施に向けて推進を図りたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----
休憩 午後3時01分
再開 午後3時10分
-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。続行します。

質問の途中でしたので、これを続行してください。9番議員。

○9番議員（山口純子君） いろいろなお答えいただきまして、本当にありがとうございました。また、町長が言われるようにやっぱり喜びも個性のうちだから啓発をずっと続けてほしいと思います。

それで教育長もやはり学校が一番大切な場所であります。私たち大人は60歳以上になれば男は外で仕事、女性は家庭、育児とかいう固定観念がしておりますので、やはり教育のほうからですね、しっかり世の中の意識、人権教育とかなさってくださいませ。

それと総務課長、その推進会議で話し合われたことを住民に周知されることはアンケート調査も2次にしますけど、どれくらいの期間が必要ですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今年度中にはとりまとめをいたしまして、4月ぐらいには公表をしたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 私も委員の中ですけど、なかなか進まずですね、この委員会、条例までを目標にやっておりますけど、なかなかよその町とかに研修に行ったりしますけど、やはり南関町は非常に遅れていることを内閣府のあの課から言われましたので、やはり審議会の会議を重ねてまいりましてしますけど、私はですね、チラシや冊子で分かりやすく、理解が深められるように工夫をして皆さんに周知してほしいと思いますけど、まだまだ男女共同参画という意味も言葉も分からない方々もまだいらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。ぜひ工夫をして町民の方々にお知らせすることが重要だと思いますから、そういう啓発はどんなふう、やはりなんか広報とかですかね、課長。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 先ほど申し上げましたように、なんか広報もちろんで

ございますが、ホームページ等で公表したいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） これが皆さん各戸に23年の3月に町長の挨拶から始まってですね、こういうのが配布されたと思いますけど、お持ちでない方もいらっしゃると思いますけど、やはりこういうのを見ながらですね、皆さんが男女共同参画の意味とかを知られたら私たちは本当にいいと思いますけど、まずですね、早速総務課長に就任されてからの男女共同参画の一つだと思いますけど、ちょっと今まで3カ月経っておりますけどどういう感じられておりますかね、職場で。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 10月1日に総務課長を拝命いたしまして、業務に当たらせていただいております。総務課長の辞令をいただきましたときに驚きましたのが、今はもう退職された女性の先輩の職員の方々からお祝いや励ましのお言葉を多数いただきました。そのことを思いますと、以前には考えられなかったことなんだなとつくづく考えているところでございます。現在、女性の社会進出が現実のものとなりまして、女性がこれまでの男性社会に入って一人の人間として能力を発揮できる機会が確保され、多様な人材が活躍するというところでその職場、その職場が活発になっていくものだというふうに思っているところです。

男女共同参画社会の実現のためと、そういう大きいことは決して言えませんが、私が総務課長を拝命したことで役場の女性職員の向上心等に刺激が与えられ、それから男性職員についても、仕事、家庭、地域社会などの場で男女が共に夢や希望を実現することになるとなれば男性もそのままの状態ではいられなく、自分自身の能力開発やそれから男女共に協力しあうということに対しての意識の改革をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

このチャンスに恵まれましたことを感謝しながら女性職員の励みになるよう、また男性職員の意識改革につながるよう私としまして精一杯責務を全うしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） そのように励ましもあったことだし、今後も続けていってほしいと思いますけど、やはり男女共同参画の中で私も一議員としておりますけど、皆さんにかわいがられてですね、男女共同参画の意識なく私もこの場に立たせていただいております。本当に感謝しております。まず、町長が生み育てやすい環境の整備を三つの柱として掲げておられますね。また国のほうでも女性の働く意欲を支援する環境整備が必要だと言われております。それで子どものいる専業主婦の80%以上は働きたいけど働けない。ただ多くの女性が育児との両立に不安に思っ

ているんです。それで企業の意識改革や非正規雇用の待遇改善、保育所の整備ですね、明日も出ると思いますけど保育所の待機児童がないようにとか、経済対策としてではなく、女性の多用な生き方をですね、この男女共同参画の中から生み出していただきたいと思いますが、やはり若い世代は今、一緒に子育てもしておりますけど、やはり高齢化になった私たちの職場の離れた理由はやはり5割程度は育児の問題で離れているんですよ。そしてパートとかそういうことしかできません。

それで私が思うのには、地域で町長、子育てを手伝うような、私たち年金暮らしの人たちが協力して、昨日テレビであってましたけど、地域力ですね、おばちゃんが子どもを預かってやろうとか、ちょっとそういう私たち婦人会でも子育てのほうに協力しておりますけど、そういう具体的じゃないけどそういう考えはありませんかね、地域力です。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 山口議員が言われるとおりでありまして、まず男女共同参画っていうことでこれが一番うまくいくのはいろんな条件があると思いますが、まず一番最初朝起きて家庭があります。家庭の中でやはりそれぞれの持ち場持ち場でしっかりとしたことを男女がやる。そして職場もあります。職場の中でも先ほど総務課長が答弁されましたように、やはり女性として、男性としてだけじゃなくてですね、やはり自分が果たすべき役割をしっかりと果たす。その中で女性の必要性っていうかですね、認められることにつながりますので私はこれからはですね、女性の登用はしっかりしていきたいと思いますが、能力ある職員については女性男性関係なくそういった登用をしていきたいと思っています。

それと今言われた地域というのがですね、やっぱり家庭、職場、そして地域というのがあってと思いますけど、地域もですね、やはりそれぞれ子どもを育てるため、そして高齢者の方を見守るため、そういったいろんな活動がありますけども、その中でやっぱり男女共同参画、男女の区別をすることなくですね、やはりいろんなところで携わっていただきたいと思います。

先ほどの議員の質問でありました子どものそういったことについてはですね、これまでも何回か出てまいりましたけども、地域の皆さん。そしていろんな子どもの受け入れができるような方が主体となって見守りとか預かりができるようですね、これはファミリーサポート事業ということでこれまでも出てきておりますけれども、そういったものも町としてどうしても必要になってくると思いますので、すぐできる問題じゃないかもしれませんが、そういった協力いただく方をいろんなところでお話をしながらですね、そういった事業ができればというふうには考えております。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） ぜひそのようにですね、ファミリーサポートとかあるいは女性の子どもを育てやすいような環境づくりですね、まずそれをして、人口も増えることと思います。大人が働ければ子どもの教育にもできるし、いろんな循環型じゃないけど子育てができにくいから子どもを生まれんとか、そういう環境をつくらないようにですね、南関町もしっかりとそのようにして、日本の文化として男性の先ほどから言いますけど、分担の中でやっぱり男性は炊事場に立たないとかいうのじゃなくてですね、今の社会はPTAの参観も8割以上は女性じゃないかと思えますけど、すべての男性ではありませんけど、やはり男性の意識を改革が必要じゃないかと思えますけど、今女性のPTA会長とかが多いですね、今の南関中学校も。教育長はその問題は女性が負担が多いけど、そういう参加されて会長に就任されてますけど、どう思われていますか、今女性が南関町のPTA会長とかされてますけど。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先代の会長、そして今の会長と二人続けて女性の会長ですが、非常にそれこそご本人自身の自覚というか、男がせにゃんもんという役職ではないという自覚を持ちながら取り組んでいただいているっていうことで非常にありがたく思っておりますし、そういう意味でお母さんも頑張れるんですよっていうのを背中子どもに教えていただいているというふうに思っています。そういう姿が結果的には男女共同参画の意識にその姿を見て子どももまた啓発されているんじゃないかというふうに思うわけです。

併せて先代の会長なんか子ども会育成会会長を今やって、しかもシニアリーダー育成をやるんだということですね、お父さんたちを傘下に巻き込んで、そして共に組織拡大を図っておられまして来年から教育委員会でまた新たな事業を立ち上げようとしてますけど、土曜日の活性化ということで、それにもぜひ子ども会、私もせっかくメンバーにおるから子ども会もタッチさせてほしいというような、もう本当率先垂範の姿勢を示していただいています。

今、どちらかというと若者が男性の草食人種化していると言われますけれども、女性がそれこそ強くなり過ぎて男性をとということはいけませんけども、しかし社会の意識はまだまだ男性優位という社会が続いております中でそういう姿を多いに力として発揮いただくことで地域力は上がっていくというふうに見ています。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） もう学校でもしっかりとされておりますし、女性進出と

例えば第一小学校の校長先生も元気よくですね、校長をされてますし、PTAもこの庁舎の中にも女性進出が本当にこの南関町は素晴らしいところだと思っております。

それで、やはり男女共同参画とは私たち一人一人が平等に扱われるべき考え方と思っております。それでやはり昔のような男は、女はということなくですね、女性はすべて輝いて社会進出をされて、この南関町をこれからも立派に行政と一緒に、私たちがやっぺこうと思っておりますけど、南関町は荒玉管内でも熊本県下でも人権教育推進の町だと聞いておりますね、教育長。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） もともと人権教育、同和問題の解決を目指すっていうことからスタートしたわけですけども、すべての人が幸せになれるという社会づくりというのが人権教育の目指すところでありまして、そういう意味でいろんなところにある人と人とが幸せに生きていけないような実態を克服し、分かり合って、そして共に敬愛の念を持ちながらという意識での人権啓発が取り組まれてきた長年の成果かなというふうに思います。

実は先ほど紹介した町の参画計画の序章に私は感動したんですよ、これを読んで。北原白秋先生の言葉です。ちょっと紹介させてください。

白秋が「うから」がものと 涼しみし 南の関は 今も変わらず。

私たちの先人は、男女の区別なく、「はらから＝胞」「うから＝族」として、共に睦みあってきました。かつて母の里南関を、産土（うぶすな）の地として育てられた北原白秋は、水郷柳川の地で見事な文化の華を咲かせました。

その伝統は、わが町の「男女共同参画」の精神の中に、今も脈々と息づいているのです。という序章に述べられています。こういうことで先ほどちょっと男女共同参画の推進が遅れているといわれているという話がありましたけど、決して意識改革は必要ですけども、その精神というのは北原白秋の時代から脈々と受け継がれているっていう自負を持ちながら今後もそういった推進をしていかなければならないと思ったところでした。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） やはりこの本はちょっと皆さん、何度も言いますがここにも書いてありましたけどですね、私も気になりましたけど、南関町は進んでおることと思いますのでどうぞどうぞこれからもですね、この女性問題をはじめとしてあらゆる人権問題を推進していただきまして、明るく優しい町、また家庭、地域づくりを目指してもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、9番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日17日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これで散会します。起立、礼、ご苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時27分